

香川県民の日条例議案

穏やかな気候と美しい瀬戸内海、緑あふれる県土に恵まれた私たちのふるさと香川では、創意工夫を生かした多様な産業が発展するとともに、道路、空港、港湾などの産業基盤や都市機能の整備を通じて、豊かな自然と都市の持つ利便性とが調和した地域社会が築かれてきた。また、伝統工芸、民俗芸能、多様な食文化や芸術など、本県ならではの文化の継承と創造がなされ、遍路文化に培われたおもてなしの心を持つ温かい県民性が育まれてきた。

このような本県の魅力を県民一人一人が再認識し、ふるさと香川に対する思いを深める日として、香川県民の日を設け、県民が先人のたゆまぬ努力の成果を受け継いで、ふるさと香川に住み、ふるさと香川で活躍することができるよう、これからの中の本県の発展を期するため、この条例を制定する。

(香川県民の日)

第1条 県民の間に広く本県の自然、歴史、文化、産業等についての関心と理解を深めるとともに、より豊かで活力に満ちたふるさと香川と共に築き上げる気運の醸成を図るため、香川県民の日を設ける。

2 香川県民の日は、12月3日とする。

(事業の実施等)

第2条 県は、香川県民の日に関する広報活動を行うとともに、12月1日から同月7日までの期間には、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

2 県は、前項の期間には、市町その他の団体によって香川県民の日の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう奨励するものとする。

(使用料等の免除)

第3条 香川県民の日には、公の施設の使用料及び利用に係る料金のうち規則又は教育委員会規則で定めるものを免除する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第6号

香川県使用料、手数料条例等の一部を改正する条例議案

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前																																																																																																			
(種別及び金額)				(種別及び金額)																																																																																																			
第2条 略				第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略																																																																																																			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)																																																																																																			
第1表 使用料の部				第1表 使用料の部																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2 公の施設の使用料</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(1)～(4) 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(5) 香川県立農業大学校</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>技術研修科</td><td>受講料</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>農業機械利用技能者養成研修 (安全運転技能 I)</td><td>1人につき1研修</td><td><u>8,370円</u></td></tr> <tr> <td></td><td>農業機械利用技能者養成研修 (安全運転技能 II)</td><td>1人につき1研修</td><td><u>14,020円</u></td></tr> <tr> <td>(6)～(26) 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(27) 香川県立武道館</td><td>競技場使用料 専用使用の場合 アマチュアス</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(4) 略				(5) 香川県立農業大学校				略				技術研修科	受講料				略				農業機械利用技能者養成研修 (安全運転技能 I)	1人につき1研修	<u>8,370円</u>		農業機械利用技能者養成研修 (安全運転技能 II)	1人につき1研修	<u>14,020円</u>	(6)～(26) 略				(27) 香川県立武道館	競技場使用料 専用使用の場合 アマチュアス			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2 公の施設の使用料</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(1)～(4) 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(5) 香川県立農業大学校</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>技術研修科</td><td>受講料</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>農業機械利用技能者養成研修 (安全運転技能 I)</td><td>1人につき1研修</td><td><u>2,090円</u></td></tr> <tr> <td></td><td>農業機械利用技能者養成研修 (安全運転技能 II)</td><td>1人につき1研修</td><td><u>2,090円</u></td></tr> <tr> <td>(6)～(26) 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(27) 香川県立武道館</td><td>競技場使用料 専用使用の場合 アマチュアス</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(4) 略				(5) 香川県立農業大学校				略				技術研修科	受講料				略				農業機械利用技能者養成研修 (安全運転技能 I)	1人につき1研修	<u>2,090円</u>		農業機械利用技能者養成研修 (安全運転技能 II)	1人につき1研修	<u>2,090円</u>	(6)～(26) 略				(27) 香川県立武道館	競技場使用料 専用使用の場合 アマチュアス		
種別	区分	単位	金額																																																																																																				
1 略																																																																																																							
2 公の施設の使用料																																																																																																							
(1)～(4) 略																																																																																																							
(5) 香川県立農業大学校																																																																																																							
略																																																																																																							
技術研修科	受講料																																																																																																						
	略																																																																																																						
	農業機械利用技能者養成研修 (安全運転技能 I)	1人につき1研修	<u>8,370円</u>																																																																																																				
	農業機械利用技能者養成研修 (安全運転技能 II)	1人につき1研修	<u>14,020円</u>																																																																																																				
(6)～(26) 略																																																																																																							
(27) 香川県立武道館	競技場使用料 専用使用の場合 アマチュアス																																																																																																						
種別	区分	単位	金額																																																																																																				
1 略																																																																																																							
2 公の施設の使用料																																																																																																							
(1)～(4) 略																																																																																																							
(5) 香川県立農業大学校																																																																																																							
略																																																																																																							
技術研修科	受講料																																																																																																						
	略																																																																																																						
	農業機械利用技能者養成研修 (安全運転技能 I)	1人につき1研修	<u>2,090円</u>																																																																																																				
	農業機械利用技能者養成研修 (安全運転技能 II)	1人につき1研修	<u>2,090円</u>																																																																																																				
(6)～(26) 略																																																																																																							
(27) 香川県立武道館	競技場使用料 専用使用の場合 アマチュアス																																																																																																						

	ポーツの場合 入場料を徴 収する場合	1時間当たり	<u>4,410円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額			ポーツの場合 入場料を徴 収する場合	1時間当たり	<u>4,010円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額	
	入場料を徴 収しない場 合	1時間当たり	<u>1,460円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額			入場料を徴 収しない場 合	1時間当たり	<u>1,330円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額	
	アマチュアス ポーツ以外の 場合					アマチュアス ポーツ以外の 場合			
	入場料を徴 収する場合	1時間当たり	<u>17,680円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額			入場料を徴 収する場合	1時間当たり	<u>16,080円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額	
	入場料を徴 収しない場 合	1時間当たり	<u>4,410円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額			入場料を徴 収しない場 合	1時間当たり	<u>4,010円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額	
	略					略			
(28) 香川県立 総合水泳プー ル	水泳プール使用料 専用使用の場合 50メートルプ ール 全面使用の 場合 アマチュ アスポー ツの場合					(28) 香川県立 総合水泳プー ル			

	入場料 を徴収 する場 合	1時間当たり	<u>13,160円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額				入場料 を徴収 する場 合	1時間当たり	<u>11,970円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額	
	入場料 を徴収 しない 場合						入場料 を徴収 しない 場合			
	一般	1時間当たり	<u>6,570円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額				一般	1時間当たり	<u>5,980円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額	
	生徒 及び 児童	1時間当たり	<u>4,650円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額				生徒 及び 児童	1時間当たり	<u>4,230円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額	
	アマチュ アスポー ツ以外の 場合						アマチュ アスポー ツ以外の 場合			
	入場料 を徴収 する場 合	1時間当たり	<u>39,540円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額				入場料 を徴収 する場 合	1時間当たり	<u>35,950円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額	
	入場料 を徴収 しない 場合	1時間当たり	<u>13,160円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額				入場料 を徴収 しない 場合	1時間当たり	<u>11,970円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額	
	コース使 用の場 合	1コースにつき 1回（2時間以 上）	<u>580円を超</u> えない範囲				コース使 用の場 合	1コースにつき 1回（2時間以 上）	<u>530円を超</u> えない範囲	

		内)	で教育委員会規則で定める額に使用する者の数を乗じて得た額に <u>600円</u> を加えた額			内)	で教育委員会規則で定める額に使用する者の数を乗じて得た額に <u>550円</u> を加えた額	
25メートルプール 全面使用の場合 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収する場合	1 時間当たり		<u>12,380円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額			25メートルプール 全面使用の場合 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収する場合	1 時間当たり	<u>11,260円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合 一般	1 時間当たり		<u>6,190円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額			入場料を徴収しない場合 一般	1 時間当たり	<u>5,630円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
生徒及び児童 アマチュ	1 時間当たり		<u>3,450円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額			生徒及び児童 アマチュ	1 時間当たり	<u>3,140円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額

	アスポート以外の場合 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合 コース使用の場合 飛込みプール アマチュア スポーツの場合 入場料を 徴収する 場合 入場料を 徴収しな い場合	1時間当たり 1時間当たり 1コースにつき 1回（2時間以内） 飛込みプール アマチュア スポーツの場合 入場料を 徴収する 場合 入場料を 徴収しな い場合	<u>37,190円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額 <u>12,380円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額 <u>580円を超</u> えない範囲 で教育委員 会規則で定 める額に使 用する者の 数を乗じて 得た額に <u>600円を加</u> えた額 <u>3,860円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額						
	アスポート以外の場合 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合 コース使用の場合 飛込みプール アマチュア スポーツの場合 入場料を 徴収する 場合 入場料を 徴収しな い場合	1時間当たり 1時間当たり 1コースにつき 1回（2時間以内） 飛込みプール アマチュア スポーツの場合 入場料を 徴収する 場合 入場料を 徴収しな い場合	<u>33,810円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額 <u>11,260円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額 <u>530円を超</u> えない範囲 で教育委員 会規則で定 める額に使 用する者の 数を乗じて 得た額に <u>550円を加</u> えた額 <u>3,510円を</u> 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額						

	一般	1時間当たり	<u>1,920円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額</u>			一般	1時間当たり	<u>1,750円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額</u>	
	生徒及 び児童	1時間当たり	<u>1,140円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額</u>			生徒及 び児童	1時間当たり	<u>1,040円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額</u>	
	アマチュア スポーツ以 外の場合 入場料を 徴収する 場合	1時間当たり	<u>11,600円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額</u>			アマチュア スポーツ以 外の場合 入場料を 徴収する 場合	1時間当たり	<u>10,550円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額</u>	
	入場料を 徴収しな い場合	1時間当たり	<u>3,860円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額</u>			入場料を 徴収しな い場合	1時間当たり	<u>3,510円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額</u>	
	専用使用でない 場合 個人	1人につき1回	<u>580円を超 えない範 囲で教育委 員会規則で定 める額</u>			専用使用でない 場合 個人	1人につき1回	<u>530円を超 えない範 囲で教育委 員会規則で定 める額</u>	
	団体(20人以 上)	1人につき1回	<u>460円を超 えない範 囲で教育委 員会規則で定 める額</u>			団体(20人以 上)	1人につき1回	<u>420円を超 えない範 囲で教育委 員会規則で定 める額</u>	

	トレーニングルーム使用料				トレーニングルーム使用料	<u>1人につき1回</u>	<u>220円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
	<u>専用使用の場合</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>2,530円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>				
	<u>専用使用でない場合</u>	<u>1人につき1回</u>	<u>240円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>				
	会議室使用料 記録室使用料 略	1時間当たり 1時間当たり	<u>710円</u> <u>350円</u>		会議室使用料 記録室使用料 略	1時間当たり 1時間当たり	<u>650円</u> <u>320円</u>
(29) 香川県立 五色台少年自然センター	研修室	1日	<u>11,100円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>		(29) 香川県立 五色台少年自然センター	1日	<u>10,200円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
	宿泊施設 一般	<u>1人につき1泊</u>	<u>1,100円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>		宿泊施設 一般	<u>1人につき1泊</u>	<u>1,000円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
	略 略 キャンプ場（テントを含む。） ホール	テント1張につき1泊 1室につき1日	<u>380円</u> <u>6,600円を超えない範</u>		略 略 キャンプ場（テントを含む。） ホール	テント1張につき1泊 1室につき1日	<u>350円</u> <u>6,000円を超えない範</u>

(30) 香川県立 屋島少年自然 の家	略 体育館	1 日	13,400円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額	(30) 香川県立 屋島少年自然 の家	略 体育館	1 日	12,000円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額
	宿泊施設 一般	1 人につき 1 泊	1,100円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額		宿泊施設 一般	1 人につき 1 泊	1,000円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額
	略 会議室	1 日	5,100円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額		略 会議室	1 日	4,600円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額

<u>塩水プール</u>		
<u>専用使用の場合</u>		
一般	午前 9 時から午 後 1 時まで	8,920円
	午後 1 時から午 後 5 時まで	8,920円
児童生徒	午前 9 時から午 後 1 時まで	5,940円
	午後 1 時から午 後 5 時まで	5,940円
<u>専用使用でない 場合</u>		
一般	1 人につき 1 回 (4 時間以内)	110円

キャンプ場 (テントを含む。) 略	テント1張につき1泊	<u>380円</u>
-------------------	------------	-------------

(31)～(36) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～8 略			
9 飲食店営業 許可申請手数料	略 継続許可申請 露店形態の 営業、自動 車による移 動営業又は 短期季節営 業 その他の営 業	1件 1件	<u>7,000円</u> <u>17,000円</u>
10 調理の機能 を有する自動 販売機により 食品を調理し、 調理された食 品を販売する 営業許可申請 手数料	略 継続許可申請	1件	<u>5,000円</u>
11 食肉販売業 許可申請手数 料	略 継続許可申請	1件	<u>1万円</u>
12 魚介類販売 業許可申請手 数料	略 継続許可申請 自動車によ る移動営業	1件	<u>7,000円</u>

児童生徒	1人につき1回 (4時間以内)	<u>70円</u>
キャンプ場 (テントを含む。) 略	テント1張につき1泊	<u>350円</u>

(31)～(36) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～8 略			
9 飲食店営業 許可申請手数 料	略 継続許可申請 露店形態の 営業、自動 車による移 動営業又は 短期季節営 業 その他の営 業	1件 1件	<u>6,000円</u> <u>15,000円</u>
10 調理の機能 を有する自動 販売機により 食品を調理し、 調理された食 品を販売する 営業許可申請 手数料	略 継続許可申請	1件	<u>4,000円</u>
11 食肉販売業 許可申請手数 料	略 継続許可申請	1件	<u>9,000円</u>
12 魚介類販売 業許可申請手 数料	略 継続許可申請 自動車によ る移動営業	1件	<u>6,000円</u>

	その他の営業	1件	<u>1万円</u>
13 魚介類競り 売り営業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>21,000円</u>
14 集乳業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>1万円</u>
15 乳処理業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>21,000円</u>
16 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>21,000円</u>
17 食肉処理業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>21,000円</u>
18 食品の放射線照射業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>21,000円</u>
19 菓子製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>15,000円</u>
20 アイスクリーム類製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>15,000円</u>
21 乳製品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>21,000円</u>
22 清涼飲料水製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>21,000円</u>
23 食肉製品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>21,000円</u>

	その他の営業	1件	<u>9,000円</u>
13 魚介類競り 売り営業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>19,000円</u>
14 集乳業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>9,000円</u>
15 乳処理業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>19,000円</u>
16 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>19,000円</u>
17 食肉処理業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>19,000円</u>
18 食品の放射線照射業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>19,000円</u>
19 菓子製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>13,000円</u>
20 アイスクリーム類製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>13,000円</u>
21 乳製品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>19,000円</u>
22 清涼飲料水製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>19,000円</u>
23 食肉製品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>19,000円</u>

24 水産製品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>17,000円</u>
25 氷雪製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
26 液卵製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
27 食用油脂製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
28 みそ又はし ようゆ製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>17,000円</u>
29 酒類製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>17,000円</u>
30 豆腐製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
31 納豆製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
32 麺類製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
33 そうざい製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
34 複合型そうざい製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>31,000円</u>

24 水産製品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
25 氷雪製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
26 液卵製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>13,000円</u>
27 食用油脂製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
28 みそ又はし ようゆ製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
29 酒類製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
30 豆腐製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>13,000円</u>
31 納豆製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>13,000円</u>
32 麺類製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>13,000円</u>
33 そうざい製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
34 複合型そうざい製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>27,000円</u>

35 冷凍食品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
36 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>31,000円</u>
37 潰物製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
38 密封包装食品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
39 食品の小分け業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
40 添加物製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
41及び42 略			
42の2～84の2 略			
84の3 食鳥処理衛生管理者講習会登録手数料	略		
84の4 輸出証明書発行手数料		<u>1 件</u>	<u>870円</u>
84の5 適合施設認定手数料	現地調査を行う場合 その他の場合	<u>1 件</u> <u>1 件</u>	<u>20,900円</u> <u>10,400円</u>
85 魚介類行商登録申請手数料	略		
86～599 略			

35 冷凍食品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
36 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>27,000円</u>
37 潰物製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>13,000円</u>
38 密封包装食品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
39 食品の小分け業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>13,000円</u>
40 添加物製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
41及び42 略			
42の2～84の2 略			
84の3 食鳥処理衛生管理者講習会登録手数料	略		
85 魚介類行商登録申請手数料	略		
86～599 略			

備考
略

備考
略

(香川県都市公園条例の一部改正)

第2条 香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(使用料) 第11条 略</p>	<p>(使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、知事において特別の事由があると認めたときは、減免することができる。</p>								
<p>(利用料金の収受) 第14条の3 略</p>	<p>(利用料金の収受) 第14条の3 知事は、坂出緩衝緑地、香川県総合運動公園、香川県立丸亀競技場、瀬戸大橋記念公園又はさぬき空港公園について、当該都市公園に係る指定管理者に当該都市公園の有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p>								
<p>(利用料金の承認) 第14条の4 略</p>	<p>(利用料金の承認) 第14条の4 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表第3に定める額を超えてはならない。</p>								
<p>別表第2（第11条関係） 1～4 略 5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合 （1） 略 （2） 有料公園施設を利用する場合</p>	<p>別表第2（第11条関係） 1～4 略 5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合 （1） 略 （2） 有料公園施設を利用する場合</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">都 市</td> <td style="padding: 2px 10px;">有料公園施設の種</td> <td style="padding: 2px 10px;">单 位</td> <td style="padding: 2px 10px;">金 額</td> </tr> </table>	都 市	有料公園施設の種	单 位	金 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">都 市</td> <td style="padding: 2px 10px;">有料公園施設の種</td> <td style="padding: 2px 10px;">单 位</td> <td style="padding: 2px 10px;">金 額</td> </tr> </table>	都 市	有料公園施設の種	单 位	金 額
都 市	有料公園施設の種	单 位	金 額						
都 市	有料公園施設の種	单 位	金 額						

公園 略 坂出緩衝緑地	運動施設 番の州球場	類及び名称				公園 略	類及び名称		
		基本施設（グラウンド及びダッグアウト）使用料				基本施設（グラウンド及びダッグアウト）使用料			
		アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童	1日（午前9時から午後5時までをいう。以下同じ。） 1時間 1日 1時間 1日 1時間	3,850円 620円 9,790円 1,610円 32,510円 5,390円		アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童	1日（午前9時から午後5時までをいう。以下同じ。） 1時間 1日 1時間 1日 1時間	3,500円 570円 8,900円 1,470円 29,560円 4,900円	
		一般				一般			
		アマチュアスポーツ以外のスポーツの場合				アマチュアスポーツ以外のスポーツの場合			
		その他の場合 生徒及び児童	1日 1時間	8,470円 1,390円		その他の場合 生徒及び児童	1日 1時間	7,700円 1,270円	
		一般	1日 1時間	33,880円 5,630円		一般	1日 1時間	30,800円 5,120円	
		附属施設使用料				附属施設使用料			
		夜間照明施設 アマチュアスポーツの場合 3分の1点灯 3分の2点灯 全点灯	1時間	4,070円 8,150円 12,230円		夜間照明施設 アマチュアスポーツの場合 3分の1点灯 3分の2点灯 全点灯	1時間	3,700円 7,410円 11,120円	

		アマチュア スポーツ以 外の場合	1 時間	<u>55,700円</u>			アマチュア スポーツ以 外の場合	1 時間	<u>50,640円</u>	
香 川 県 総 合 運 動 公 園	運動施 設 香川県營 野球場	基本施設（グラウンド、ダ ッグアウト、選手控室、更 衣室及びグラウンドキーパ ーブース）使用料			香 川 県 総 合 運 動 公 園	運動施 設 香川県營 野球場	基本施設（グラウンド、ダ ッグアウト、選手控室、更 衣室及びグラウンドキーパ ーブース）使用料			
		アマチュアス ポーツの場合 入場料を徵 収しない場 合					アマチュアス ポーツの場合 入場料を徵 収しない場 合			
		生徒及び 児童	午前（午前 9時から正 午までをい う。以下こ の項におい て同じ。）	<u>3,410円</u>			生徒及び 児童	午前（午前 9時から正 午までをい う。以下こ の項におい て同じ。）	<u>3,100円</u>	
			午後	<u>4,550円</u>				午後	<u>4,140円</u>	
			1 日	<u>6,850円</u>				1 日	<u>6,230円</u>	
			午前	<u>8,560円</u>				午前	<u>7,790円</u>	
			午後	<u>11,410円</u>				午後	<u>10,380円</u>	
			1 日	<u>17,130円</u>				1 日	<u>15,580円</u>	
		略					略			
		アマチュアス ポーツ以外の 場合					アマチュアス ポーツ以外の 場合			
		入場料を徵 収しない場 合	午前	<u>17,130円</u>			入場料を徵 収しない場 合	午前	<u>15,580円</u>	
			午後	<u>22,840円</u>				午後	<u>20,770円</u>	
			1 日	<u>34,280円</u>				1 日	<u>31,170円</u>	
		略					略			
		附属施設使用料					附属施設使用料			
		本部室、役員 控室、審判員	午前	<u>2,820円</u>			本部室、役員 控室、審判員	午前	<u>2,570円</u>	
			午後	<u>3,770円</u>				午後	<u>3,430円</u>	

	控室、バット スイング場、 ブルペン及び トレーニング スペース	1日	<u>5,660円</u>				控室、バット スイング場、 ブルペン及び トレーニング スペース	1日	<u>5,150円</u>	
	記録放送室及 び放送機器	午前	<u>1,440円</u>				記録放送室及 び放送機器	午前	<u>1,310円</u>	
		午後	<u>1,920円</u>					午後	<u>1,750円</u>	
		1日	<u>2,890円</u>					1日	<u>2,630円</u>	
	スコアボード	午前	<u>3,030円</u>				スコアボード	午前	<u>2,760円</u>	
		午後	<u>4,040円</u>					午後	<u>3,680円</u>	
		1日	<u>6,080円</u>					1日	<u>5,530円</u>	
	会議室	午前	<u>1,440円</u>				会議室	午前	<u>1,310円</u>	
		午後	<u>1,920円</u>					午後	<u>1,750円</u>	
		1日	<u>2,890円</u>					1日	<u>2,630円</u>	
	シャワー室 温水使用	午前	<u>2,100円</u>				シャワー室 温水使用	午前	<u>1,910円</u>	
		午後	<u>2,790円</u>					午後	<u>2,540円</u>	
		1日	<u>4,200円</u>					1日	<u>3,820円</u>	
	温水使用以 外	午前	<u>1,440円</u>				温水使用以 外	午前	<u>1,310円</u>	
		午後	<u>1,920円</u>					午後	<u>1,750円</u>	
		1日	<u>2,890円</u>					1日	<u>2,630円</u>	
	夜間照明施設 アマチュア スポーツの 場合						夜間照明施設 アマチュア スポーツの 場合			
	4分の1 点灯	1時間	<u>10,370円</u>				4分の1 点灯	1時間	<u>9,430円</u>	
	2分の1 点灯	1時間	<u>19,450円</u>				2分の1 点灯	1時間	<u>17,690円</u>	
	全点灯	1時間	<u>37,670円</u>				全点灯	1時間	<u>34,250円</u>	
	アマチュア スポーツ以 外の場合	1時間	<u>171,510円</u>				アマチュア スポーツ以 外の場合	1時間	<u>155,920円</u>	
香川県営	基本施設（グラウンド及び						香川県営	基本施設（グラウンド及び		

第2野球
場

ダッグアウト) 使用料

アマチュアス
ポーツの場合

生徒及び児
童

午前

2,710円

午後

3,640円

1日

5,460円

一般

午前

6,830円

午後

9,110円

1日

13,670円

アマチュアス
ポーツ以外の
場合

午前

13,670円

午後

18,240円

1日

27,360円

附属施設使用料

本部室

午前

1,440円

午後

1,920円

1日

2,890円

記録放送室及
び放送機器

午前

710円

午後

950円

1日

1,440円

スコアボード

午前

710円

午後

950円

1日

1,440円

香川県営
テニス場

基本施設 (テニスコート)
使用料

生徒及び児
童

1面

午前

1,050円

1面

午後

1,410円

1面

1日

2,130円

一般

1面

午前

1,540円

1面

午後

2,060円

1面

1日

3,100円

附属施設使用料

会議室

午前

1,440円

午後

1,920円

1日

2,890円

第2野球
場

ダッグアウト) 使用料

アマチュアス
ポーツの場合

生徒及び児
童

午前

2,470円

午後

3,310円

1日

4,970円

一般

午前

6,210円

午後

1日

8,290円

12,430円

アマチュアス
ポーツ以外の
場合

午前

午後

16,590円

1日

24,880円

附属施設使用料

本部室

午前

1,310円

午後

1日

1,750円

2,630円

記録放送室及
び放送機器

午前

650円

午後

1日

870円

1,310円

スコアボード

午前

650円

午後

1日

870円

1,310円

香川県営
テニス場

基本施設 (テニスコート)
使用料

生徒及び児
童

1面

午前

960円

1面

午後

1,290円

1日

1面

1,940円

一般

1面

午前

1,400円

1面

午後

1,880円

1日

1面

2,820円

附属施設使用料

会議室

午前

1,310円

午後

1日

1,750円

2,630円

	記録放送室及び放送機器	午前	710円				記録放送室及び放送機器	午前	650円
		午後	950円					午後	870円
		1日	1,440円					1日	1,310円
	スコアボード	午前	710円				スコアボード	午前	650円
		午後	950円					午後	870円
		1日	1,440円					1日	1,310円
	シャワー室						シャワー室		
	団体						団体		
	温水使用	午前	2,100円				温水使用	午前	1,910円
		午後	2,790円					午後	2,540円
		1日	4,200円					1日	3,820円
	温水使用	午前	1,440円				温水使用	午前	1,310円
	以外	午後	1,920円				以外	午後	1,750円
		1日	2,890円					1日	2,630円
	個人	1人1回	60円				個人	1人1回	50円
	コインロッカ	1回	60円				コインロッカ	1回	50円
	一						一		
香川県営 サッカー ・ラグビ 一場	基本施設（グラウンド及び更衣室）使用料			香川県営 サッカー ・ラグビ 一場			基本施設（グラウンド及び更衣室）使用料		
	アマチュアス			アマチュアス			アマチュアス		
	ポーツの場合						ポーツの場合		
	入場料を徴収しない場合			入場料を徴収しない場合			入場料を徴収しない場合		
	生徒及び	午前	2,340円				生徒及び	午前	2,130円
	児童	午後	3,130円				児童	午後	2,850円
		1日	4,700円					1日	4,280円
	一般	午前	5,890円				一般	午前	5,360円
		午後	7,870円					午後	7,160円
		1日	11,810円					1日	10,740円
	略						略		
	アマチュアス			アマチュアス			アマチュアス		
	ポーツ以外の						ポーツ以外の		
	場合						場合		

	入場料を徴 収しない場 合 略	午前 午後 1 日	<u>11,810円</u> <u>15,760円</u> <u>23,630円</u>				入場料を徴 収しない場 合 略	午前 午後 1 日	<u>10,740円</u> <u>14,330円</u> <u>21,490円</u>
附属施設使用料									
	本部室及び審 判員控室	午前 午後 1 日	<u>1,440円</u> <u>1,920円</u> <u>2,890円</u>				本部室及び審 判員控室	午前 午後 1 日	<u>1,310円</u> <u>1,750円</u> <u>2,630円</u>
記録放送室及 び放送機器									
		午前 午後 1 日	<u>710円</u> <u>950円</u> <u>1,440円</u>				記録放送室及 び放送機器	午前 午後 1 日	<u>650円</u> <u>870円</u> <u>1,310円</u>
スコアボード									
		午前 午後 1 日	<u>710円</u> <u>950円</u> <u>1,440円</u>				スコアボード	午前 午後 1 日	<u>650円</u> <u>870円</u> <u>1,310円</u>
会議室									
		午前 午後 1 日	<u>1,440円</u> <u>1,920円</u> <u>2,890円</u>				会議室	午前 午後 1 日	<u>1,310円</u> <u>1,750円</u> <u>2,630円</u>
シャワー室									
	温水使用	午前 午後 1 日	<u>2,100円</u> <u>2,790円</u> <u>4,200円</u>				シャワー室	温水使用	<u>1,910円</u> <u>2,540円</u> <u>3,820円</u>
温水使用以 外									
		午前 午後 1 日	<u>1,440円</u> <u>1,920円</u> <u>2,890円</u>				温水使用以 外	午前 午後 1 日	<u>1,310円</u> <u>1,750円</u> <u>2,630円</u>
基本施設(グラウンド)使 用料									
	アマチュアス ポーツの場合	午前 午後 1 日	<u>1,870円</u> <u>2,490円</u> <u>3,750円</u>				香川県営 第2サッ カー・ラ グビー場	アマチュアス ポーツの場合	<u>1,700円</u> <u>2,270円</u> <u>3,410円</u>
	生徒及び児 童	午前 午後 1 日	<u>4,680円</u> <u>6,250円</u> <u>9,390円</u>					生徒及び児 童	<u>4,260円</u> <u>5,690円</u> <u>8,540円</u>
	一般	午前 午後 1 日						一般	

香川県営
相撲場

アマチュアス ポーツ以外の 場合	午前 午後 1日	<u>9,390円</u> <u>12,520円</u> <u>18,790円</u>			
附属施設使用料					
スコアボード	午前 午後 1日	<u>710円</u> <u>950円</u> <u>1,440円</u>			
基本施設（本土俵及び練習 土俵）使用料					
本土俵及び練 習土俵を使用 する場合					
生徒及び児 童	午前 午後 1日	<u>680円</u> <u>910円</u> <u>1,370円</u>			
一般	午前 午後 1日	<u>1,710円</u> <u>2,280円</u> <u>3,440円</u>			
練習土俵のみ を使用する場 合					
専用使用の 場合					
生徒及び 児童	午前 午後 1日	<u>340円</u> <u>450円</u> <u>680円</u>			
一般	午前 午後 1日	<u>850円</u> <u>1,130円</u> <u>1,710円</u>			
専用使用で ない場合					
生徒及び 児童	1人1回 1人1月間 1人3月間	<u>70円</u> <u>420円</u> <u>1,050円</u>			

香川県営
相撲場

アマチュアス ポーツ以外の 場合	午前 午後 1日	<u>8,540円</u> <u>11,390円</u> <u>17,090円</u>			
附属施設使用料					
スコアボード	午前 午後 1日	<u>650円</u> <u>870円</u> <u>1,310円</u>			
基本施設（本土俵及び練習 土俵）使用料					
本土俵及び練 習土俵を使用 する場合					
生徒及び児 童	午前 午後 1日	<u>620円</u> <u>830円</u> <u>1,250円</u>			
一般	午前 午後 1日	<u>1,560円</u> <u>2,080円</u> <u>3,130円</u>			
練習土俵のみ を使用する場 合					
専用使用の 場合					
生徒及び 児童	午前 午後 1日	<u>310円</u> <u>410円</u> <u>620円</u>			
一般	午前 午後 1日	<u>780円</u> <u>1,030円</u> <u>1,560円</u>			
専用使用で ない場合					
生徒及び 児童	1人1回 1人1月間 1人3月間	<u>60円</u> <u>370円</u> <u>930円</u>			

一般	1人1回	90円
	1人1月間	<u>540円</u>
	1人3月間	<u>1,350円</u>
附属施設使用料		
シャワー室 専用使用の 場合		
温水使用	午前	<u>2,100円</u>
	午後	<u>2,790円</u>
	1日	<u>4,200円</u>
温水使用 以外	午前	<u>1,440円</u>
	午後	<u>1,920円</u>
	1日	<u>2,890円</u>
専用使用で ない場合	1人1回	<u>60円</u>
略		

一般	1人1回	80円
	1人1月間	<u>490円</u>
	1人3月間	<u>1,250円</u>
附属施設使用料		
シャワー室 専用使用の 場合		
温水使用	午前	<u>1,910円</u>
	午後	<u>2,540円</u>
	1日	<u>3,820円</u>
温水使用 以外	午前	<u>1,310円</u>
	午後	<u>1,750円</u>
	1日	<u>2,630円</u>
専用使用で ない場合	1人1回	<u>50円</u>
略		

香 川 県 立 丸 龜 競 技 場	運動施 設	競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）使用料	<u>11,510円</u>
		専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 学校、競技協会、教育委員会その他の教育関係団体（以 下同じ。）	午前（午前9時から午後1時までをいう。以下同じ。）	
		午後 1日	<u>11,510円</u> <u>17,270円</u>	

香 川 県 立 丸 龜 競 技 場	運動施 設	競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）使用料	<u>10,470円</u>
		専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 学校、競技協会、教育委員会その他の教育関係団体（以 下同じ。）	午前（午前9時から午後1時までをいう。以下同じ。）	
		午後 1日	<u>10,470円</u> <u>15,700円</u>	

下「学校等」という。)					下「学校等」という。)		
学校等	午前	<u>30,640円</u>			学校等	午前	<u>27,860円</u>
以外の	午後	<u>30,640円</u>			以外の	午後	<u>27,860円</u>
もの	1日	<u>46,090円</u>			もの	1日	<u>41,900円</u>
略					略		
アマチュア					アマチュア		
スポーツ以					スポーツ以		
外の場合					外の場合		
入場料を	午前	<u>46,090円</u>			入場料を	午前	<u>41,900円</u>
徴収しな	午後	<u>46,090円</u>			徴収しな	午後	<u>41,900円</u>
い場合	1日	<u>69,130円</u>			い場合	1日	<u>62,850円</u>
略					略		
専用使用でな					専用使用でな		
い場合					い場合		
生徒及び児	1人1回	<u>160円</u>			生徒及び児	1人1回	<u>150円</u>
童					童		
一般	1人1回	<u>340円</u>			一般	1人1回	<u>310円</u>
附属施設使用料							
第1トレーニングルーム					第1トレーニングルーム		
専用使用の	午前	<u>5,750円</u>			専用使用の	午前	<u>5,230円</u>
場合	午後	<u>5,750円</u>			場合	午後	<u>5,230円</u>
	1日	<u>8,630円</u>				1日	<u>7,850円</u>
専用使用で					専用使用で		
ない場合					ない場合		
生徒	1人1回	<u>160円</u>			生徒	1人1回	<u>150円</u>
一般	1人1回	<u>340円</u>			一般	1人1回	<u>310円</u>
第2トレーニングルーム					第2トレーニングルーム		
専用使用の	午前	<u>1,830円</u>			専用使用の	午前	<u>1,670円</u>
場合	午後	<u>1,830円</u>			場合	午後	<u>1,670円</u>
	1日	<u>2,870円</u>				1日	<u>2,610円</u>

専用使用で ない場合						専用使用で ない場合			
生徒	1人1回	<u>160円</u>				生徒	1人1回	<u>150円</u>	
一般	1人1回	<u>340円</u>				一般	1人1回	<u>310円</u>	
記録放送室及 び放送機器	午前	<u>1,830円</u>				記録放送室及 び放送機器	午前	<u>1,670円</u>	
	午後	<u>1,830円</u>					午後	<u>1,670円</u>	
	1日	<u>2,870円</u>					1日	<u>2,610円</u>	
大型映像装置						大型映像装置			
アマチュア	午前	<u>21,780円</u>				アマチュア	午前	<u>19,800円</u>	
スポーツの	午後	<u>21,780円</u>				スポーツの	午後	<u>19,800円</u>	
場合	1日	<u>33,270円</u>				場合	1日	<u>30,250円</u>	
アマチュア	午前	<u>65,340円</u>				アマチュア	午前	<u>59,400円</u>	
スポーツ以 外の場合	午後	<u>65,340円</u>				スポーツ以 外の場合	午後	<u>59,400円</u>	
	1日	<u>99,820円</u>					1日	<u>90,750円</u>	
会議室	午前	<u>1,830円</u>				会議室	午前	<u>1,670円</u>	
	午後	<u>1,830円</u>					午後	<u>1,670円</u>	
	1日	<u>2,870円</u>					1日	<u>2,610円</u>	
特別会議室	午前	<u>3,790円</u>				特別会議室	午前	<u>3,450円</u>	
	午後	<u>3,790円</u>					午後	<u>3,450円</u>	
	1日	<u>5,750円</u>					1日	<u>5,230円</u>	
夜間照明施設						夜間照明施設			
アマチュア						アマチュア			
スポーツの						スポーツの			
場合						場合			
8分の1	1時間	<u>6,100円</u>				8分の1	1時間	<u>5,550円</u>	
点灯						点灯			
5分の1	1時間	<u>10,920円</u>				5分の1	1時間	<u>9,930円</u>	
点灯						点灯			
3分の1	1時間	<u>15,810円</u>				3分の1	1時間	<u>14,380円</u>	
点灯						点灯			
2分の1	1時間	<u>47,550円</u>				2分の1	1時間	<u>43,230円</u>	
点灯						点灯			
3分の2	1時間	<u>66,270円</u>				3分の2	1時間	<u>60,250円</u>	
点灯						点灯			
全点灯	1時間	<u>71,480円</u>				全点灯	1時間	<u>64,990円</u>	

ド、第2グラウンド又は第4グラウンドを使用する場合 アマチュアスポーツの場合 学校等	午前	<u>1,830円</u>				ド、第2グラウンド又は第4グラウンドを使用する場合 アマチュアスポーツの場合 学校等	午前	<u>1,670円</u>
	午後	<u>1,830円</u>					午後	<u>1,670円</u>
	1日	<u>2,750円</u>					1日	<u>2,500円</u>
学校等以外のもの	午前	<u>4,590円</u>				学校等以外のもの	午前	<u>4,180円</u>
	午後	<u>4,590円</u>					午後	<u>4,180円</u>
	1日	<u>6,900円</u>					1日	<u>6,280円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	午前	<u>9,200円</u>				アマチュアスポーツ以外の場合	午前	<u>8,370円</u>
	午後	<u>9,200円</u>					午後	<u>8,370円</u>
	1日	<u>13,810円</u>					1日	<u>12,560円</u>
第3グラウンドを使用する場合 アマチュアスポーツの場合 学校等	午前	<u>1,080円</u>				第3グラウンドを使用する場合 アマチュアスポーツの場合 学校等	午前	<u>990円</u>
	午後	<u>1,080円</u>					午後	<u>990円</u>
	1日	<u>1,650円</u>					1日	<u>1,500円</u>
学校等以外のもの	午前	<u>2,750円</u>				学校等以外のもの	午前	<u>2,500円</u>
	午後	<u>2,750円</u>					午後	<u>2,500円</u>
	1日	<u>4,130円</u>					1日	<u>3,760円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	午前	<u>5,520円</u>				アマチュアスポーツ以外の場合	午前	<u>5,020円</u>
	午後	<u>5,520円</u>					午後	<u>5,020円</u>
	1日	<u>8,280円</u>					1日	<u>7,530円</u>
略						略		
附属施設使用料			附属施設使用料					

ターゲット・バー ドゴルフ 場	会議室 第1更衣室 第2更衣室 専用使用の場合 学校等	午前	680円
		午後	680円
		1日	1,130円
		1日	3,440円
		1日	2,060円
	学校等以外のもの	午前	8,280円
		午後	8,280円
		1日	12,430円
		午前	20,730円
		午後	20,730円
	専用使用でない場合 生徒及び児童	1日	31,100円
		1人午前	220円
		1人午後	220円
		1人1日	340円
		一般	560円
	一般	1人午前	560円
		1人午後	560円
		1人1日	850円
		略	
		略	

ターゲット・バー ドゴルフ 場	会議室 第1更衣室 第2更衣室 専用使用の場合 学校等	午前	620円
		午後	620円
		1日	1,030円
		1日	3,130円
		1日	1,880円
	学校等以外のもの	午前	7,530円
		午後	7,530円
		1日	11,300円
		午前	18,850円
		午後	18,850円
	専用使用でない場合 生徒及び児童	1日	28,280円
		1人午前	200円
		1人午後	200円
		1人1日	310円
		一般	510円
	一般	1人午前	510円
		1人午後	510円
		1人1日	780円
		略	
		略	

別表第3（第14条の4関係）

1 坂出緩衝緑地

有料公園施設の種類及び名称	単位	金額
運動施設 番の州球場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）	
	アマチュアスポーツの場合	
生徒及び児童	1時間当たり	620円

別表第3（第14条の4関係）

1 坂出緩衝緑地

有料公園施設の種類及び名称	単位	金額
運動施設 番の州球場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）	
	アマチュアスポーツの場合	
生徒及び児童	1時間当たり	570円

一般 アマチュアスポーツ以外のスポーツの場合 その他の場合 生徒及び児童 一般	1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり	<u>1,610円</u> <u>5,390円</u> <u>1,390円</u> <u>5,630円</u>
附属施設		
夜間照明施設 アマチュアスポーツの場合 3分の1点灯 3分の2点灯 全点灯 アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり	<u>4,070円</u> <u>8,150円</u> <u>12,230円</u> <u>55,700円</u>

一般 アマチュアスポーツ以外のスポーツの場合 その他の場合 生徒及び児童 一般	1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり	<u>1,470円</u> <u>4,900円</u> <u>1,270円</u> <u>5,120円</u>
附属施設		
夜間照明施設 アマチュアスポーツの場合 3分の1点灯 3分の2点灯 全点灯 アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり	<u>3,700円</u> <u>7,410円</u> <u>11,120円</u> <u>50,640円</u>

2 香川県総合運動公園

有料公園施設の種類及び名称	単位	金額
運動施設 香川県営 野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）	
アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 生徒及び児童 一般	1時間当たり 1時間当たり	<u>1,300円</u> <u>3,270円</u>
略		
アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>6,550円</u>

2 香川県総合運動公園

有料公園施設の種類及び名称	単位	金額
運動施設 香川県営 野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）	
アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 生徒及び児童 一般	1時間当たり 1時間当たり	<u>1,190円</u> <u>2,980円</u>
略		
アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>5,960円</u>

香川県営第
2野球場

略	
附属施設	
本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース	1時間当たり
記録放送室及び放送機器	1時間当たり
スコアボード	1時間当たり
会議室	1時間当たり
シャワー室	
温水使用	1時間当たり
温水使用以外	1時間当たり
夜間照明施設	
アマチュアスポーツの場合	
4分の1点灯	1時間当たり
2分の1点灯	1時間当たり
全点灯	1時間当たり
アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり
基本施設（グラウンド及びダッグアウト）	
アマチュアスポーツの場合	
生徒及び児童	1時間当たり
一般	1時間当たり
アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり
附属施設	
本部室	1時間当たり
記録放送室及び放送機器	1時間当たり
スコアボード	1時間当たり

1,060円	
530円	
1,140円	
530円	
800円	
530円	
10,370円	
19,450円	
37,670円	
171,510円	
1,020円	
2,600円	
5,210円	
530円	
270円	
270円	

略	
附属施設	
本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース	1時間当たり
記録放送室及び放送機器	1時間当たり
スコアボード	1時間当たり
会議室	1時間当たり
シャワー室	
温水使用	1時間当たり
温水使用以外	1時間当たり
夜間照明施設	
アマチュアスポーツの場合	
4分の1点灯	1時間当たり
2分の1点灯	1時間当たり
全点灯	1時間当たり
アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり
基本施設（グラウンド及びダッグアウト）	
アマチュアスポーツの場合	
生徒及び児童	1時間当たり
一般	1時間当たり
アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり
附属施設	
本部室	1時間当たり
記録放送室及び放送機器	1時間当たり
スコアボード	1時間当たり

970円

490円

1,040円
490円

730円
490円

9,430円
17,690円
34,250円
155,920円

930円

2,370円
4,740円

490円

250円

250円

香川県営テニス場	基本施設（テニスコート）		360円 520円	香川県営テニス場	基本施設（テニスコート）		490円 250円			
	生徒及び児童 一般				生徒及び児童 一般					
	1面1時間当たり 1面1時間当たり				1面1時間当たり 1面1時間当たり					
	附属施設				附属施設					
	会議室 記録放送室及び放送機器 スコアボード シャワー室 団体 温水使用 温水使用以外 個人				会議室 記録放送室及び放送機器 スコアボード シャワー室 団体 温水使用 温水使用以外 個人					
	1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1人につき1回				1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1人につき1回					
	コインロッカー				コインロッカー					
	800円 530円 60円				730円 490円 50円					
	60円				50円					
	基本施設（グラウンド及び更衣室）				基本施設（グラウンド及び更衣室）					
香川県営サッカー・ラグビー場	アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 生徒及び児童 一般		890円 2,240円	香川県営サッカー・ラグビー場	アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 生徒及び児童 一般		810円 2,040円			
	1時間当たり 1時間当たり				1時間当たり 1時間当たり					
	略				略					
	アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合 略				アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合 略					
	1時間当たり				1時間当たり					
	4,510円				4,100円					
	附属施設				附属施設					
	本部室及び審判員控室 記録放送室及び放送機器				本部室及び審判員控室 記録放送室及び放送機器					
	1時間当たり 1時間当たり				1時間当たり 1時間当たり					
	530円 270円				490円 250円					

香川県営第 2 サッカー ・ラグビー 場	スコアボード	1 時間当たり	270円	香川県営第 2 サッカー ・ラグビー 場	スコアボード	1 時間当たり	250円
	会議室	1 時間当たり	530円		会議室	1 時間当たり	490円
	シャワー室	1 時間当たり	800円		シャワー室	1 時間当たり	730円
	温水使用	1 時間当たり	530円		温水使用	1 時間当たり	490円
	温水使用以外	1 時間当たり			温水使用以外	1 時間当たり	
	基本施設(グラウンド)				基本施設(グラウンド)		
	アマチュアスポーツの 場合				アマチュアスポーツの 場合		
	生徒及び児童	1 時間当たり	700円		生徒及び児童	1 時間当たり	640円
	一般	1 時間当たり	1,780円		一般	1 時間当たり	1,620円
	アマチュアスポーツ以 外の場合	1 時間当たり	3,570円		アマチュアスポーツ以 外の場合	1 時間当たり	3,250円
香川県営相 撲場	附属施設				附属施設		
	スコアボード	1 時間当たり	270円		スコアボード	1 時間当たり	250円
	基本施設(本土俵及び練習土俵)				基本施設(本土俵及び練習土俵)		
	本土俵及び練習土俵を 利用する場合				本土俵及び練習土俵を 利用する場合		
	生徒及び児童	1 時間当たり	250円		生徒及び児童	1 時間当たり	230円
	一般	1 時間当たり	640円		一般	1 時間当たり	590円
	練習土俵のみを利用す る場合				練習土俵のみを利用す る場合		
	専用使用の場合				専用使用の場合		
	生徒及び児童	1 時間当たり	120円		生徒及び児童	1 時間当たり	110円
	一般	1 時間当たり	310円		一般	1 時間当たり	290円
香川県営相 撲場	専用使用でない場合				専用使用でない場合		
	生徒及び児童	1 人につき 1 回	70円		生徒及び児童	1 人につき 1 回	60円
	一般	1 人につき 1 回	90円		一般	1 人につき 1 回	80円
	附属施設				附属施設		
	シャワー室				シャワー室		
	専用使用の場合				専用使用の場合		
	温水使用	1 時間当たり	800円		温水使用	1 時間当たり	730円
	温水使用以外	1 時間当たり	530円		温水使用以外	1 時間当たり	490円

	専用使用でない場合	1人につき1回	<u>60円</u>
略			

3 香川県立丸亀競技場

有料公園施設の種類及び名称	単位		金額
運動施設 競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）		
	専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 学校等	1時間当たり	<u>3,440円</u>
	学校等以外のも の	1時間当たり	<u>9,200円</u>
	略		
	アマチュアスポーツ 以外の場合 入場料を徴収しない場合 略	1時間当たり	<u>13,810円</u>
	専用使用でない場合 生徒及び児童	1人につき1回	<u>160円</u>
	一般	1人につき1回	<u>340円</u>
	附属施設		
	第1トレーニングルーム	1時間当たり	<u>1,710円</u>
	専用使用の場合 専用使用でない場合 生徒	1人につき1回	<u>160円</u>

	専用使用でない場合	1人につき1回	<u>50円</u>
略			

3 香川県立丸亀競技場

有料公園施設の種類及び名称	単位		金額
運動施設 競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）		
	専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 学校等	1時間当たり	<u>3,130円</u>
	学校等以外のも の	1時間当たり	<u>8,370円</u>
	略		
	アマチュアスポーツ 以外の場合 入場料を徴収しない場合 略	1時間当たり	<u>12,560円</u>
	専用使用でない場合 生徒及び児童	1人につき1回	<u>150円</u>
	一般	1人につき1回	<u>310円</u>
	附属施設		
	第1トレーニングルーム	1時間当たり	<u>1,560円</u>
	専用使用の場合 専用使用でない場合 生徒	1人につき1回	<u>150円</u>

	一般	回 1人につき 1 回	<u>340円</u>			一般	回 1人につき 1 回	<u>310円</u>	
	第2トレーニングルーム					第2トレーニングルーム			
	専用使用の場合	1時間当たり	<u>560円</u>			専用使用の場合	1時間当たり	<u>510円</u>	
	専用使用でない場合					専用使用でない場合			
	生徒	1人につき 1 回	<u>160円</u>			生徒	1人につき 1 回	<u>150円</u>	
	一般	回 1人につき 1 回	<u>340円</u>			一般	回 1人につき 1 回	<u>310円</u>	
	記録放送室及び放送機器	1時間当たり	<u>560円</u>			記録放送室及び放送機器	1時間当たり	<u>510円</u>	
	大型映像装置					大型映像装置			
	アマチュアスポーツの場合	1時間当たり	<u>6,650円</u>			アマチュアスポーツの場合	1時間当たり	<u>6,050円</u>	
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>19,960円</u>			アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>18,150円</u>	
	会議室	1時間当たり	<u>560円</u>			会議室	1時間当たり	<u>510円</u>	
	特別会議室	1時間当たり	<u>1,130円</u>			特別会議室	1時間当たり	<u>1,030円</u>	
	夜間照明施設					夜間照明施設			
	アマチュアスポーツの場合					アマチュアスポーツの場合			
	8分の1点灯	1時間当たり	<u>6,100円</u>			8分の1点灯	1時間当たり	<u>5,550円</u>	
	5分の1点灯	1時間当たり	<u>10,920円</u>			5分の1点灯	1時間当たり	<u>9,930円</u>	
	3分の1点灯	1時間当たり	<u>15,810円</u>			3分の1点灯	1時間当たり	<u>14,380円</u>	
	2分の1点灯	1時間当たり	<u>47,550円</u>			2分の1点灯	1時間当たり	<u>43,230円</u>	
	3分の2点灯	1時間当たり	<u>66,270円</u>			3分の2点灯	1時間当たり	<u>60,250円</u>	
	全点灯	1時間当たり	<u>71,480円</u>			全点灯	1時間当たり	<u>64,990円</u>	
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>214,460円</u>			アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>194,970円</u>	
	専用使用の場合					専用使用の場合			
	アマチュアスポーツの場合					アマチュアスポーツの場合			
	学校等	1時間当たり	<u>910円</u>			学校等	1時間当たり	<u>830円</u>	
補助競技場					補助競技場				

	学校等以外のもの アマチュアスポーツ 以外の場合 専用使用でない場合 生徒及び児童	1時間当たり 1時間当たり	<u>1,830円</u> <u>3,680円</u>
	一般	1人につき1回 1人につき1回	<u>60円</u> <u>110円</u>
略			

4 濑戸大橋記念公園

有料公園施設の種類及び名称	単位	金額
野外劇場 マリンドーム	基本施設（ステージ及び観覧席）	<u>5,750円</u>
	専用使用の場合	
	附属施設	<u>380円</u>
	第1控室、第2控室又は会議室	
	基本施設	
運動施設 球技場	第1グラウンド、第2グラウンド又は第4グラウンド アマチュアスポーツの場合	<u>530円</u> <u>1,370円</u> <u>2,750円</u>
	学校等	
	学校等以外のもの	
	アマチュアスポーツ以外の場合	
	第3グラウンド アマチュアスポーツの場合	<u>330円</u> <u>820円</u> <u>1,650円</u>
	学校等	
	学校等以外のもの	
	アマチュアスポーツ	

	学校等以外のもの アマチュアスポーツ 以外の場合 専用使用でない場合 生徒及び児童	1時間当たり 1時間当たり	<u>1,670円</u> <u>3,350円</u>
	一般	1人につき1回 1人につき1回	<u>50円</u> <u>100円</u>
略			

4 濑戸大橋記念公園

有料公園施設の種類及び名称	単位	金額
野外劇場 マリンドーム	基本施設（ステージ及び観覧席）	<u>5,230円</u>
	専用使用の場合	
	附属施設	<u>350円</u>
	第1控室、第2控室又は会議室	
	基本施設	
運動施設 球技場	第1グラウンド、第2グラウンド又は第4グラウンド アマチュアスポーツの場合	<u>490円</u> <u>1,250円</u> <u>2,500円</u>
	学校等	
	学校等以外のもの	
	アマチュアスポーツ以外の場合	
	第3グラウンド アマチュアスポーツの場合	<u>300円</u> <u>750円</u> <u>1,500円</u>
	学校等	
	学校等以外のもの	
	アマチュアスポーツ	

ターゲット・バー ドゴルフ 場	以外の場合 略			以外の場合 略		
	附属施設			附属施設		
	会議室	1時間当たり		220円	200円	
	第1更衣室	1時間当たり		680円	620円	
	第2更衣室	1時間当たり		400円	370円	
	専用使用の場合			専用使用の場合		
	学校等	1時間当たり		2,480円	2,260円	
	学校等以外のもの	1時間当たり		6,210円	5,650円	
	専用使用でない場合			専用使用でない場合		
	生徒及び児童	1人につき1時間当たり		70円	60円	
	一般	1人につき1時間当たり		160円	150円	
5 略			5 略			

(香川県スポーツ施設条例の一部改正)

第3条 香川県スポーツ施設条例（昭和39年香川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用料金の収受) 第7条 略	(利用料金の収受) 第7条 教育委員会は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
(利用料金の承認) 第8条 略	(利用料金の承認) 第8条 利用料金は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。
別表（第7条、第8条関係） 1 香川県立武道館	別表（第7条、第8条関係） 1 香川県立武道館
施設等	施設等
単位	単位
金額	金額

競技場			
専用使用の場合			
アマチュアスポーツの場合			
入場料を徴収する場合	1時間当たり	4,410円	
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	1,460円	
アマチュアスポーツ以外の場合			
入場料を徴収する場合	1時間当たり	17,680円	
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	4,410円	
略			
略			

2 香川県立総合水泳プール

施設等	単位	金額
水泳プール		
専用使用の場合		
50メートルプール		
全面使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	13,160円
入場料を徴収しない場合		
一般	1時間当たり	6,570円
生徒及び児童	1時間当たり	4,650円
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	39,540円
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	13,160円
コース使用の場合	1コースにつき1回（2時間以内）	580円に利用する者の数を乗じて得た額に600

競技場			
専用使用の場合			
アマチュアスポーツの場合			
入場料を徴収する場合	1時間当たり	4,010円	
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	1,330円	
アマチュアスポーツ以外の場合			
入場料を徴収する場合	1時間当たり	16,080円	
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	4,010円	
略			
略			

2 香川県立総合水泳プール

施設等	単位	金額
水泳プール		
専用使用の場合		
50メートルプール		
全面使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	11,970円
入場料を徴収しない場合		
一般	1時間当たり	5,980円
生徒及び児童	1時間当たり	4,230円
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	35,950円
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	11,970円
コース使用の場合	1コースにつき1回（2時間以内）	530円に利用する者の数を乗じて得た額に550

		円を加えた額			円を加えた額	
25メートルプール 全面使用の場合 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合 一般 生徒及び児童 アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合 コース使用の場合	1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1コースにつき1回（2時間以内）	<u>12,380円</u> <u>6,190円</u> <u>3,450円</u> <u>37,190円</u> <u>12,380円</u> <u>580円</u> に利用する者の数を乗じて得た額に <u>600</u> 円を加えた額		25メートルプール 全面使用の場合 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合 一般 生徒及び児童 アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合 コース使用の場合	1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1コースにつき1回（2時間以内）	<u>11,260円</u> <u>5,630円</u> <u>3,140円</u> <u>33,810円</u> <u>11,260円</u> <u>530円</u> に利用する者の数を乗じて得た額に <u>550</u> 円を加えた額
飛込みプール アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合 一般 生徒及び児童 アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合 専用使用でない場合	1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり	<u>3,860円</u> <u>1,920円</u> <u>1,140円</u> <u>11,600円</u> <u>3,860円</u>		飛込みプール アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合 一般 生徒及び児童 アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合 専用使用でない場合	1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり	<u>3,510円</u> <u>1,750円</u> <u>1,040円</u> <u>10,550円</u> <u>3,510円</u>

個人	1人につき 1回	<u>580円</u>	個人	1人につき 1回	<u>530円</u>
団体 (20人以上)	1人につき 1回	<u>460円</u>	団体 (20人以上)	1人につき 1回	<u>420円</u>
トレーニングルーム			トレーニングルーム	<u>1人につき 1回</u>	<u>220円</u>
専用使用の場合	<u>1時間当たり</u>	<u>2,530円</u>			
専用使用でない場合	<u>1人につき 1回</u>	<u>240円</u>			
会議室	1時間当たり	<u>710円</u>	会議室	1時間当たり	<u>650円</u>
記録室	1時間当たり	<u>350円</u>	記録室	1時間当たり	<u>320円</u>
略			略		
略			略		

(香川県計量検定所条例の一部改正)

第4条 香川県計量検定所条例（平成12年香川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(手数料) 第3条 略			(手数料) 第3条 計量検定所に検定、検査等を依頼しようとする者は、別表に定める額の手数料を納入しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、これを減免することができる。		
			2 略		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
種 別	区 分	金 額	種 别	区 分	金 額
1 法第 16条第 1項第 2号イ の検定	(1) 質量計 ア はかり (ア) 日本産業規格 B 7611—2 に定める精度 等級（以下「精度等級」 という。）1級のはか り（以下「1級はかり」）		1 法第 16条第 1項第 2号イ の検定	(1) 質量計 ア はかり (ア) 日本産業規格 B 7611—2 に定める精度 等級（以下「精度等級」 という。）1級のはか り（以下「1級はかり」）	

という。)

ひょう量が30キログラム以下のもの

ひょう量が30キログラムを超えて100キログラム以下のもの

ひょう量が100キログラムを超えるもの

(イ) 精度等級2級のはかり又はこれと同等の性能(目量及び目量の数が対象となる精度等級に適合するものをいう。以下「同等性能」という。)のはかり(以下「2級はかり等」という。)

ひょう量が30キログラム以下のもの

ひょう量が30キログラムを超えて100キログラム以下のもの

ひょう量が100キログラムを超えて1,000キログラム以下のもの

ひょう量が1トンを超えて2トン以下のもの

ひょう量が2トンを超えるもの

1個 5,100円

1個 9,600円

1個 9,600円に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに6,300円を加えた額

1個 2,500円

1個 3,200円

1個 3,200円に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに1,000円を加えた額

1個 14,000円

という。)

ひょう量が30キログラム以下のもの

ひょう量が30キログラムを超えて100キログラム以下のもの

ひょう量が100キログラムを超えるもの

(イ) 精度等級2級のはかり又はこれと同等の性能(目量及び目量の数が対象となる精度等級に適合するものをいう。以下「同等性能」という。)のはかり(以下「2級はかり等」という。)

ひょう量が30キログラム以下のもの

ひょう量が30キログラムを超えて100キログラム以下のもの

ひょう量が100キログラムを超えて1,000キログラム以下のもの

ひょう量が1トンを超えて2トン以下のもの

ひょう量が2トンを超えるもの

1個

4,900円

1個

9,500円

1個 9,500円に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに6,300円を加えた額

1個

2,400円

1個

3,000円

1個 3,000円に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに1,000円を加えた額

1個

13,000円

1個 13,000円に、1トン又は1トンに満た

	ない端数を増すごとに <u>2,100円</u> を加えた額			ない端数を増すごとに <u>2,000円</u> を加えた額
(ウ) 精度等級3級以下のはかり又はこれと同等性能のはかり 精度等級4級のはかり又はこれと同等性能のはかり（以下「4級はかり等」という。）のうち、ひょう量が30キログラム以下であって、電子的な料金演算機構を有しないもの 4級はかり等を除くひょう量が30キログラム以下であって、電子的な料金演算機構を有しないもの ひょう量が30キログラム以下であって、電子的な料金演算機構を有するもの ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの ひょう量が100キログラムを超え1,000キログラム以下のもの ひょう量が1トンを超えて2トン以下のもの	1個 350円 590円 1,300円 810円 1個 <u>810円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに200円を加えた額 1個 <u>3,700円</u>		(ウ) 精度等級3級以下のはかり又はこれと同等性能のはかり 精度等級4級のはかり又はこれと同等性能のはかり（以下「4級はかり等」という。）のうち、ひょう量が30キログラム以下であって、電子的な料金演算機構を有しないもの 4級はかり等を除くひょう量が30キログラム以下であって、電子的な料金演算機構を有しないもの ひょう量が30キログラム以下であって、電子的な料金演算機構を有するもの ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの ひょう量が100キログラムを超え1,000キログラム以下のもの ひょう量が1トンを超えて2トン以下のもの	1個 330円 560円 1,200円 770円 1個 <u>770円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに200円を加えた額 1個 <u>3,500円</u>

	ひょう量が2トンを超えるもの	1個 <u>3,700円</u> に、1トン又は1トンに満たない端数を増すごとに500円を加えた額			ひょう量が2トンを超えるもの	1個 <u>3,500円</u> に、1トン又は1トンに満たない端数を増すごとに500円を加えた額
イ 分銅			イ 分銅			
表す質量が5キログラム以下のもの	1個	<u>70円</u>	表す質量が5キログラム以下のもの	1個	<u>60円</u>	
表す質量が5キログラムを超えるもの	1個	<u>360円</u>	表す質量が5キログラムを超えるもの	1個	<u>340円</u>	
ウ 定量おもり又は定量増おもり			ウ 定量おもり又は定量増おもり			
質量が5キログラム以下のもの	1個	<u>40円</u>	質量が5キログラム以下のもの	1個	<u>30円</u>	
質量が5キログラムを超え30キログラム以下のもの	1個	<u>260円</u>	質量が5キログラムを超え30キログラム以下のもの	1個	<u>250円</u>	
質量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの	1個	<u>2,300円</u>	質量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの	1個	<u>2,000円</u>	
質量が100キログラムを超えるもの	1個 <u>2,300円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに200円を加えた額		質量が100キログラムを超えるもの	1個 <u>2,000円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに200円を加えた額		
(2) 温度計			(2) 温度計			
体温計	1個	<u>40円</u>	体温計	1個	<u>30円</u>	
(3) 体積計			(3) 体積計			
ア 水道メーター			ア 水道メーター			
口径が25ミリメートル以下のもの	1個	<u>100円</u>	口径が25ミリメートル以下のもの	1個	<u>90円</u>	
口径が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの	1個	<u>200円</u>	口径が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの	1個	<u>180円</u>	
口径が40ミリメートルを超え100ミリメートル	1個	<u>1,700円</u>	口径が40ミリメートルを超え100ミリメートル	1個	<u>1,600円</u>	

	ル以下のもの イ 燃料油メーター (ア) 大型車載燃料油メーター又は定置式燃料油メーター (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの ウ 液化石油ガスマーター (4) 圧力計 ア 血圧計以外の圧力計 計ができる最大の圧力が10メガパスカル以下のもの 計ができる最大の圧力が10メガパスカルを超える100メガパスカル以下のもの イ 血圧計	1個 <u>5,500円</u> 1個 <u>2,300円</u> 1個 <u>7,300円</u> 1個 <u>140円</u> 1個 <u>720円</u> 1個 <u>480円</u>		ル以下のもの イ 燃料油メーター (ア) 大型車載燃料油メーター又は定置式燃料油メーター (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの ウ 液化石油ガスマーター (4) 圧力計 ア 血圧計以外の圧力計 計ができる最大の圧力が10メガパスカル以下のもの 計ができる最大の圧力が10メガパスカルを超える100メガパスカル以下のもの イ 血圧計	1個 <u>5,100円</u> 1個 <u>2,200円</u> 1個 <u>7,000円</u> 1個 <u>130円</u> 1個 <u>670円</u> 1個 <u>460円</u>	
2 法第16条第3項の装置検査		1個 <u>900円</u>		2 法第16条第3項の装置検査		1個 <u>800円</u>
3 法第17条第1項の特殊容器製造事業者の指定		1件 <u>181,000円</u>		3 法第17条第1項の特殊容器製造事業者の指定		1件 <u>17万円</u>
4 法第19条第1項の定期検	(1) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛のみがあるものであって、ひょう量が30	1個 <u>400円</u>		4 法第19条第1項の定期検	(1) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛のみがあるものであって、ひょう量が30	1個 <u>350円</u>

	<p>の ひょう量が30キログラム 以下であって、電子的な 料金演算機構を有しない もの ひょう量が30キログラム を超え100キログラム以 下のもの ひょう量が100キログラ ムを超え1,000キログラ ム以下のもの ひょう量が1トンを超 え2トン以下のもの ひょう量が2トンを超 えるもの</p> <p>略</p>	<p>1個 <u>800円</u> 1個 <u>900円</u> 1個 <u>900円</u>に、100キ ログラム又は100キ ログラムに満たない 端数を増すごとに 300円を加えた額 1個 <u>4,400円</u> 1個 <u>4,400円</u>に、1ト ン又は1トンに満た ない端数を増すごと に<u>550円</u>を加えた額</p>		<p>の ひょう量が30キログラム 以下であって、電子的な 料金演算機構を有しない もの ひょう量が30キログラム を超え100キログラム以 下のもの ひょう量が100キログラ ムを超え1,000キログラ ム以下のもの ひょう量が1トンを超 え2トン以下のもの ひょう量が2トンを超 えるもの</p> <p>略</p>	<p>1個 <u>700円</u> 1個 <u>800円</u> 1個 <u>800円</u>に、100キ ログラム又は100キ ログラムに満たない 端数を増すごとに 300円を加えた額 1個 <u>4,200円</u> 1個 <u>4,200円</u>に、1ト ン又は1トンに満た ない端数を増すごと に<u>500円</u>を加えた額</p>
5 法第 91条第 2項の 検査		1件 <u>486,000円</u>		5 法第 91条第 2項の 検査	1件 <u>456,000円</u>
6 法第 102条 第1項 の基準 器検査	<p>(1) 長さ基準器 タクシーメーター装置検 査用基準器 (2) 質量基準器</p> <p>ア 基準手動天びん又は基 準直示天びん イ 基準台手動はかり ひょう量が500キログ ラム以下のもの</p>	<p>1個 <u>15,200円</u> 1個 <u>10,600円</u> 1個 <u>15,900円</u></p>		<p>6 法第 102条 第1項 の基準 器検査</p> <p>(1) 長さ基準器 タクシーメーター装置検 査用基準器 (2) 質量基準器</p> <p>ア 基準手動天びん又は基 準直示天びん イ 基準台手動はかり ひょう量が500キログ ラム以下のもの</p>	<p>1個 <u>14,300円</u> 1個 <u>9,900円</u> 1個 <u>15,000円</u></p>

	ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個 <u>15,900円</u> に、500キログラム又は500キログラムに満たない端数を増すごとに <u>8,000円</u> を加えた額			ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個 <u>15,000円</u> に、500キログラム又は500キログラムに満たない端数を増すごとに <u>7,800円</u> を加えた額
	ウ 基準分銅				ウ 基準分銅	
(ア) 1級基準分銅				(ア) 1級基準分銅		
表す質量が5キログラム以下のもの	1個	<u>4,000円</u>		表す質量が5キログラム以下のもの	1個	<u>3,600円</u>
表す質量が5キログラムを超えるもの	1個	<u>8,700円</u>		表す質量が5キログラムを超えるもの	1個	<u>8,200円</u>
(イ) 2級基準分銅又は3級基準分銅				(イ) 2級基準分銅又は3級基準分銅		
表す質量が5キログラム以下のもの	1個	<u>740円</u>		表す質量が5キログラム以下のもの	1個	<u>690円</u>
表す質量が5キログラムを超えて20キログラム以下のもの	1個	<u>950円</u>		表す質量が5キログラムを超えて20キログラム以下のもの	1個	<u>820円</u>
表す質量が20キログラムを超えて200キログラム以下のもの	1個	<u>10,500円</u>		表す質量が20キログラムを超えて200キログラム以下のもの	1個	<u>9,000円</u>
表す質量が200キログラムを超えて500キログラム以下のもの	1個	<u>11,100円</u>		表す質量が200キログラムを超えて500キログラム以下のもの	1個	<u>9,200円</u>
表す質量が500キログラムを超えるもの	1個	<u>11,100円</u> に、500キログラム又は500キログラムに満たない端数を増すごとに <u>2,300円</u> を加えた額		表す質量が500キログラムを超えるもの	1個	<u>9,200円</u> に、500キログラム又は500キログラムに満たない端数を増すごとに <u>2,200円</u> を加えた額
(3) 体積基準器				(3) 体積基準器		
基準タンク				基準タンク		
燃料油メーター用のもの	1個	<u>15,400円</u>		燃料油メーター用のもの	1個	<u>14,600円</u>
水道メーター用のもの	1個	<u>39,800円</u>		水道メーター用のもの	1個	<u>37,400円</u>

	略		
7 計量 証明の 事業の 登録		1件	<u>62,600円</u>
8 計量 証明の 事業の 登録証 の訂正 又は再 交付		1件	<u>2,200円</u>
9 計量 証明の 事業の 登録簿 の謄本 の交付		1枚	<u>1,140円</u>
10 計量 証明の 事業の 登録簿 の閲覧		1回	<u>530円</u>
11 略			
12 法第 127条 第1項 の適正 計量管 理事業 所の指 定		1件	<u>3,200円</u>
13 法第 127条		1件	<u>8,300円</u>
	略		
7 計量 証明の 事業の 登録		1件	<u>58,700円</u>
8 計量 証明の 事業の 登録証 の訂正 又は再 交付		1件	<u>2,100円</u>
9 計量 証明の 事業の 登録簿 の謄本 の交付		1枚	<u>900円</u>
10 計量 証明の 事業の 登録簿 の閲覧		1回	<u>500円</u>
11 略			
12 法第 127条 第1項 の適正 計量管 理事業 所の指 定		1件	<u>3,000円</u>
13 法第 127条		1件	<u>7,800円</u>

	第3項 の検査		
14 略			
15 受託 検査	(1) 1,000キログラム以下 の質量測定 ア 精度20万分の3以上 質量が5キログラム以 下のもの 質量が5キログラムを 超え30キログラム以下 のもの イ 精度2万分の1以上 質量が5キログラム以 下のもの 質量が5キログラムを 超え20キログラム以下 のもの 質量が20キログラムを 超え200キログラム以 下のもの 質量が200キログラム を超えるもの 質量が500キログラム を超えるもの (2) 略	1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1枚	<u>4,000円</u> <u>8,700円</u> <u>740円</u> <u>950円</u> <u>10,500円</u> <u>11,100円</u> <u>13,400円</u> <u>1,100円</u>
16 検査 結果証 明書の 交付			
	第3項 の検査		
14 略			
15 受託 検査	(1) 1,000キログラム以下 の質量測定 ア 精度20万分の3以上 質量が5キログラム以 下のもの 質量が5キログラムを 超え30キログラム以下 のもの イ 精度2万分の1以上 質量が5キログラム以 下のもの 質量が5キログラムを 超え20キログラム以下 のもの 質量が20キログラムを 超え200キログラム以 下のもの 質量が200キログラム を超えるもの 質量が500キログラム を超えるもの (2) 略	1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1枚	<u>3,600円</u> <u>8,200円</u> <u>690円</u> <u>820円</u> <u>9,000円</u> <u>9,200円</u> <u>11,400円</u> <u>1,000円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第7号

香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 条例及び規則（議会の会議規則、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) 規則等 規則及び議長の定めをいう。</p> <p>(3) 県の機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 県の機関</p> <p>イ 県の機関が法律又は条例の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律又は条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（その者が法人である場合におけるその代表者を含む。）</p> <p>(4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 申請等 申請、届出その他の法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。</p> <p>(8)～(11) 略</p>
<p>(適用除外) 第7条 略</p>	<p>(適用除外) 第7条 略</p>

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う措置であつて当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第9条 略

第10条 略

(手続等に係る情報システムの整備等)

第8条 略

第9条 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第8号

香川県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例議案

香川県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金条例（平成29年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
(一般納付金所得係数等) 第7条 略	(一般納付金所得係数等) 第7条 次の表の左欄に掲げる係数は、知事が定める基準に従い、それぞれ同表の右欄に定める数を基準として知事が定める数とする。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">略</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">介護納付金納付金所得 係数</td><td style="padding: 5px;">略</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>子ども・子育て支援納 付金納付金所得係数</u></td><td style="padding: 5px;"><u>算定政令第11条の2第3項第1号に掲げる 額を同項第2号に掲げる額で除して得た数</u></td></tr> </table>	略		介護納付金納付金所得 係数	略	<u>子ども・子育て支援納 付金納付金所得係数</u>	<u>算定政令第11条の2第3項第1号に掲げる 額を同項第2号に掲げる額で除して得た数</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">略</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">介護納付金納付金所得 係数</td><td style="padding: 5px;">略</td></tr> </table>	略		介護納付金納付金所得 係数	略		
略													
介護納付金納付金所得 係数	略												
<u>子ども・子育て支援納 付金納付金所得係数</u>	<u>算定政令第11条の2第3項第1号に掲げる 額を同項第2号に掲げる額で除して得た数</u>												
略													
介護納付金納付金所得 係数	略												
(一般納付金所得等割合等) 第8条 略	(一般納付金所得等割合等) 第8条 次の表の左欄に掲げる割合は、各市町につき、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に掲げる数とする。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">略</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">介護納付金賦課被保険者数等割合</td><td style="padding: 5px;">略</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>子ども・子育て支援納付金納付金所 得等割合</u></td><td style="padding: 5px;"><u>算定政令第11条の2第4項第 1号</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>子ども・子育て支援納付金納付金被 保険者数等割合</u></td><td style="padding: 5px;"><u>算定政令第11条の2第5項第 2号</u></td></tr> </table>	略		介護納付金賦課被保険者数等割合	略	<u>子ども・子育て支援納付金納付金所 得等割合</u>	<u>算定政令第11条の2第4項第 1号</u>	<u>子ども・子育て支援納付金納付金被 保険者数等割合</u>	<u>算定政令第11条の2第5項第 2号</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">略</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">介護納付金賦課被保険者数等割合</td><td style="padding: 5px;">略</td></tr> </table>	略		介護納付金賦課被保険者数等割合	略
略													
介護納付金賦課被保険者数等割合	略												
<u>子ども・子育て支援納付金納付金所 得等割合</u>	<u>算定政令第11条の2第4項第 1号</u>												
<u>子ども・子育て支援納付金納付金被 保険者数等割合</u>	<u>算定政令第11条の2第5項第 2号</u>												
略													
介護納付金賦課被保険者数等割合	略												
(一般納付金被保険者均等割指数等) 第9条 一般納付金被保険者均等割指数、後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数、 <u>介護納付金納付金被保険者均等割指数</u> 及び <u>子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数</u> は、0を超え、かつ、1未満の数であって、知事が定める数とする。	(一般納付金被保険者均等割指数等) 第9条 一般納付金被保険者均等割指数、後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数及び <u>介護納付金納付金被保険者均等割指数</u> は、0を超え、かつ、1未満の数であって、知事が定める数とする。												

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第9号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例議案

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前						
(占用料及び使用料)						(占用料及び使用料)						
第9条 略						第9条 港湾施設を占用し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。						
2 略						2 略						
別表（第9条関係）						別表（第9条関係）						
1 高松港港湾施設使用料						1 高松港港湾施設使用料						
種 別	区 分	単 位	金 額	備 考		種 別	区 分	単 位	金 額	備 考		
1~10	略					1~10	略					
11 港 湾環 境整 備施 設使 用料	略					11 港 湾環 境整 備施 設使 用料	略					
	店舗	略					レストハ ウス	店舗	1月	1平方メ ートルに つき	2,500円	
	略						その他	1月	1平方メ ートルに つき	2,500円		
香西西地 区港湾緑 地	パーク ゴルフ 場	パーク ゴルフ 場	1人につ き1日	<u>440円 (</u> <u>児童、障 害者そ</u> <u>他の規則</u> <u>で定める</u> <u>者が使用</u> <u>する場合</u> <u>にあって</u>	略	略	香西西地 区港湾緑 地	パーク ゴルフ 場	パーク ゴルフ 場	1人につ き1日	<u>400円</u>	回数券に より利用 する場合 の使用料 は、別に 規則で定 める。

			<u>は、220円)</u>	
		<u>1人につき1年間</u>	<u>11,000円(児童、障害者その他の規則で定める者が使用する場合にあっては、5,500円)</u>	
<u>専用使用により利用する場合にあっては、1回につき1時間4,000円(1時間を超えるときは、これに30分までごとに2,000円を加算した額)を上記によって計算された使用料の額に加算する。</u>				
	<u>パークゴルフ用具</u>	<u>1式につき1日</u>	<u>110円</u>	
<u>会議室</u>		<u>1時間につき</u>	<u>360円</u>	<u>略</u>
<u>シャワー室</u>		<u>1人につき1回</u>	<u>110円</u>	
<u>多目的広場</u>	<u>多目的広場</u>	<u>1時間につき</u>	<u>2,220円</u>	<u>略</u>
	<u>夜間照明施設</u>	<u>1時間につき</u>	<u>2,300円</u>	<u>略</u>

備考
略
2~4 略

			<u>1人につき1年間</u>	<u>10,000円</u>
	<u>パークゴルフ用具</u>	<u>1式につき1日</u>	<u>100円</u>	
<u>会議室</u>		<u>1時間につき</u>	<u>330円</u>	<u>略</u>
<u>シャワー室</u>		<u>1人につき1回</u>	<u>100円</u>	
<u>多目的広場</u>	<u>多目的広場</u>	<u>1時間につき</u>	<u>2,020円</u>	<u>略</u>
	<u>夜間照明施設</u>	<u>1時間につき</u>	<u>2,100円</u>	<u>略</u>

備考
略
2~4 略

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 別表の1の表中「レストハウス」を「店舗」に改める改正規定 規則で定める日
(経過措置)
- 2 改正後の別表の1の表11の部店舗の款に規定する施設を使用しようとする者は、前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても、香川県港湾管理条例第8条第2項の規定の例により、使用の許可を受けることができる。この場合において、その許可を受けた者は、同日において同項の許可を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現にパークゴルフ場を1年間の使用料を納付して利用している者の当該利用に係るパークゴルフ場の使用料の額については、なお従前の例による。

香川県道路占用料条例の一部を改正する条例議案

香川県道路占用料条例（昭和28年香川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
(占用料の額) 第2条 略	(占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。 2・3 略																												
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center; width: 30%;">占 用 物 件</th> <th colspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">占 用 料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">单 位</th> <th colspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">所 在 地</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">市 の 区 域</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">町 の 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令第7条 第9号に</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	占 用 物 件	占 用 料		单 位	所 在 地		市 の 区 域	町 の 区 域	略			令第7条 第9号に	略	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center; width: 30%;">占 用 物 件</th> <th colspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">占 用 料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">单 位</th> <th colspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">所 在 地</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">市 の 区 域</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">町 の 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令第7条 第9号に</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	占 用 物 件	占 用 料		单 位	所 在 地		市 の 区 域	町 の 区 域	略			令第7条 第9号に	略	略
占 用 物 件		占 用 料																											
	单 位	所 在 地																											
市 の 区 域		町 の 区 域																											
略																													
令第7条 第9号に	略	略																											
占 用 物 件	占 用 料																												
	单 位	所 在 地																											
市 の 区 域		町 の 区 域																											
略																													
令第7条 第9号に	略	略																											

掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場				掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場								
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	<p><u>トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの</u></p> <p><u>上空に設けるもの</u></p> <p><u>その他のもの</u></p>	占用面積 1平方メートルにつき1年	<table border="1"> <tr> <td>時価に0.017を乗じて得た額</td> <td>時価に0.024を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>時価に0.024を乗じて得た額</td> <td>時価に0.034を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>時価に0.026を乗じて得た額</td> <td>時価に0.034を乗じて得た額</td> </tr> </table>	時価に0.017を乗じて得た額	時価に0.024を乗じて得た額	時価に0.024を乗じて得た額	時価に0.034を乗じて得た額	時価に0.026を乗じて得た額	時価に0.034を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具	略	略
時価に0.017を乗じて得た額	時価に0.024を乗じて得た額											
時価に0.024を乗じて得た額	時価に0.034を乗じて得た額											
時価に0.026を乗じて得た額	時価に0.034を乗じて得た額											
令第7条第8号及び第13号に掲げる施設	略		略	令第7条第8号及び第13号に掲げる施設	略	略						
令第7条第14号及び第15号に掲げる施設												

備考

略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

香川県税条例等の一部を改正する条例議案

(香川県税条例の一部改正)

第1条 香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所得割に係る寄附金税額控除の対象)</p> <p>第33条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（以下「寄附金」と総称する。）のうち、県民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの</p> <p>(法人の均等割の減免)</p> <p>第40条 収益事業を行わない法人で、法人税法第2条第5号の公共法人、同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション再生組合</u>、<u>マンション等売却組合</u>、<u>マンション除却組合</u>及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、均等割を減免する。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(所得割に係る寄附金税額控除の対象)</p> <p>第33条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（以下「寄附金」と総称する。）のうち、県民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの</p> <p>(法人の均等割の減免)</p> <p>第40条 収益事業を行わない法人で、法人税法第2条第5号の公共法人、同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション建替組合</u>、<u>マンション敷地売却組合</u>及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、均等割を減免する。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(香川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第2条 香川県税条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第51号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(信託法の制定に伴う県民税及び事業税に関する経過措置)</p> <p>7 新条例第39条及び第42条の規定は、附則第1項の規則で定める日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、<u>新法信託及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。</u>）については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>(信託法の制定に伴う県民税及び事業税に関する経過措置)</p> <p>7 新条例第39条及び第42条の規定は、附則第1項の規則で定める日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。</p>

- 附 則
- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中香川県税条例第33条第2号の改正規定及び次項の規定は、令和9年1月1日から施行する。
 - 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における第1条の規定による改正後の香川県税条例第33条第2号の規定の適用については、同号中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
(種別及び金額)	(種別及び金額)		
第2条 略	第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。		
	2 略		
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)		
第1表 略	第1表 略		
第2表 手数料の部	第2表 手数料の部		
種別	区分	単位	金額
1～584の7 略			
584の8 要除却等認定マンションに 係るマンションの建替えにより新た に建築されるマンション又は要除却 等認定マンションに係るマンション の更新がされるマンションの容積率 及び各部分の高さに関する特例許可 申請手数料	略		
585～599 略			
備考	備考		
略	略		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第13号

香川県大学生等奨学金貸付条例の一部を改正する条例議案

香川県大学生等奨学金貸付条例（平成23年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）又は専修学校（専門課程及び専攻科に限る。）（以下「大学等」という。）に在学する者であって、意欲及び能力が高く、かつ、経済的な理由により修学することが困難なものに対し、大学生等奨学金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって安心して子どもが育てられる環境づくりを進めるとともに、県内における優秀な人材の確保に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）に在学する者であって、意欲及び能力が高く、かつ、経済的な理由により修学することが困難なものに対し、大学生等奨学金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって安心して子どもが育てられる環境づくりを進めるとともに、県内における優秀な人材の確保に資することを目的とする。</p>
<p>(返還の債務の免除)</p> <p>第8条 知事は、奨学金の貸付けを受けた者が大学等を卒業した日（編入学した場合その他の規則で定める場合にあっては、規則で定める日。以下同じ。）の属する月の翌月から起算して3年以内に次の各号のいずれにも該当することとなり、引き続き規則で定める期間当該各号に該当するときは、奨学金の返還の債務（連帯債務者の債務を含む。以下同じ。）の<u>全部又は一部</u>を免除するものとする。ただし、当該奨学金の貸付けを受けた者が支払能力があるにもかかわらず奨学金の返還を著しく怠ったと認められるときその他奨学金の返還の債務の<u>全部又は一部</u>を免除することが適当ないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>（1）・（2） 略</p>	<p>(返還の債務の免除)</p> <p>第8条 知事は、奨学金の貸付けを受けた者が大学等を卒業した日（編入学した場合その他の規則で定める場合にあっては、規則で定める日。以下同じ。）の属する月の翌月から起算して3年以内に次の各号のいずれにも該当することとなり、引き続き規則で定める期間当該各号に該当するときは、奨学金の返還の債務（連帯債務者の債務を含む。以下同じ。）の一部を免除するものとする。ただし、当該奨学金の貸付けを受けた者が支払能力があるにもかかわらず奨学金の返還を著しく怠ったと認められるときその他奨学金の返還の債務の一部を免除することが適当ないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>（1） 県内に居住していると認められること。 （2） 県内で就業していると認められること。</p>
2 略	2 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

香川県子ども女性相談センター条例の一部を改正する条例議案

香川県子ども女性相談センター条例（平成12年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p><u>香川県子ども女性相談センター及び香川県西部子ども相談センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づく児童相談所、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項の規定に基づく女性相談支援センター及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、香川県子ども女性相談センターを高松市に設置する。</p> <p>2 <u>児童福祉法第12条第1項の規定に基づく児童相談所として、香川県西部子ども相談センターを丸亀市に設置する。</u></p> <p>(所管区域)</p> <p>第2条 <u>香川県子ども女性相談センター及び香川県西部子ども相談センターの所管区域は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">所管区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px; vertical-align: top;"> <u>香川県子ども女性相談センター</u> </td><td style="padding: 2px;"> 児童相談所の業務 高松市 さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡 香川郡 </td></tr> <tr> <td style="padding: 2px; vertical-align: top;"></td><td style="padding: 2px;"> 児童相談所の業務以外の業務 県の区域 </td></tr> <tr> <td style="padding: 2px; vertical-align: top;"> <u>香川県西部子ども相談センター</u> </td><td style="padding: 2px;"> 児童相談所の業務 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 綾歌郡 仲多度郡 </td></tr> </tbody> </table>	区分	所管区域	<u>香川県子ども女性相談センター</u>	児童相談所の業務 高松市 さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡 香川郡		児童相談所の業務以外の業務 県の区域	<u>香川県西部子ども相談センター</u>	児童相談所の業務 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 綾歌郡 仲多度郡	<p><u>香川県子ども女性相談センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づく児童相談所、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項の規定に基づく女性相談支援センター及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、香川県子ども女性相談センター（以下「センター」という。）を高松市に設置する。</p> <p>2 センターの児童相談所としての業務を分掌させるため、西部子ども相談センターを丸亀市に置く。</p> <p>(所管区域)</p> <p>第2条 センターの所管区域は、県の区域とする。</p>
区分	所管区域								
<u>香川県子ども女性相談センター</u>	児童相談所の業務 高松市 さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡 香川郡								
	児童相談所の業務以外の業務 県の区域								
<u>香川県西部子ども相談センター</u>	児童相談所の業務 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 綾歌郡 仲多度郡								

(委任)

第3条 香川県子ども女性相談センター及び香川県西部子ども相談センター
の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第3条 センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子ども女性相談センター又は西部子ども相談センターに勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが児童の一時保護の業務に従事した場合</p> <p>(3) 子ども女性相談センター、<u>西部子ども相談センター</u>又は障害福祉相談所に勤務する職員が面接して行う判定、指導、相談、調査又は一時保護の業務に従事した場合（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>2 略</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第10条 社会福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子ども女性相談センターに勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが児童の一時保護の業務に従事した場合</p> <p>(3) 子ども女性相談センター又は障害福祉相談所に勤務する職員が面接して行う判定、指導、相談、調査又は一時保護の業務に従事した場合（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>2 略</p>

香川県使用料、手数料条例及び香川県社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例議案

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																
<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th><th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">単位</th><th style="text-align: center;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4">2 公の施設の使用料</td></tr> <tr> <td colspan="4">(1)～(11) 略</td></tr> <tr> <td>(12) 香川県社会福祉総合センター</td><td>略 調理実習室使用料</td><td>略</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>健康プレイルーム 使用料</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4">(13)～(36) 略</td></tr> </tbody> </table> <p>第2表 略</p>	種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(11) 略				(12) 香川県社会福祉総合センター	略 調理実習室使用料	略			健康プレイルーム 使用料				略			(13)～(36) 略				<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th><th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">単位</th><th style="text-align: center;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4">2 公の施設の使用料</td></tr> <tr> <td colspan="4">(1)～(11) 略</td></tr> <tr> <td>(12) 香川県社会福祉総合センター</td><td>略 調理実習室使用料 文化教養室使用料</td><td>略 <u>午前9時から午後9時まで</u></td><td><u>17,600円</u></td></tr> <tr> <td></td><td>健康プレイルーム 使用料</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4">(13)～(36) 略</td></tr> </tbody> </table> <p>第2表 略</p>	種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(11) 略				(12) 香川県社会福祉総合センター	略 調理実習室使用料 文化教養室使用料	略 <u>午前9時から午後9時まで</u>	<u>17,600円</u>		健康プレイルーム 使用料				略			(13)～(36) 略			
種別	区分	単位	金額																																																														
1 略																																																																	
2 公の施設の使用料																																																																	
(1)～(11) 略																																																																	
(12) 香川県社会福祉総合センター	略 調理実習室使用料	略																																																															
	健康プレイルーム 使用料																																																																
	略																																																																
(13)～(36) 略																																																																	
種別	区分	単位	金額																																																														
1 略																																																																	
2 公の施設の使用料																																																																	
(1)～(11) 略																																																																	
(12) 香川県社会福祉総合センター	略 調理実習室使用料 文化教養室使用料	略 <u>午前9時から午後9時まで</u>	<u>17,600円</u>																																																														
	健康プレイルーム 使用料																																																																
	略																																																																
(13)～(36) 略																																																																	

(香川県社会福祉総合センター条例の一部改正)

第2条 香川県社会福祉総合センター条例（平成9年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																													
(利用料金の収受) 第5条 略	(利用料金の収受) 第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。																																													
(利用料金の承認) 第6条 略	(利用料金の承認) 第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。																																													
別表（第5条、第6条関係）	別表（第5条、第6条関係）																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>調理実習室</td><td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>健康プレイルーム</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額	略			調理実習室	略		健康プレイルーム			略			略			略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>調理実習室</td><td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>文化教養室</td><td>午前9時から午後9時まで</td><td>17,600円</td></tr> <tr> <td>健康プレイルーム</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額	略			調理実習室	略		文化教養室	午前9時から午後9時まで	17,600円	健康プレイルーム			略			略			略		
施設等	単位	金額																																												
略																																														
調理実習室	略																																													
健康プレイルーム																																														
略																																														
略																																														
略																																														
施設等	単位	金額																																												
略																																														
調理実習室	略																																													
文化教養室	午前9時から午後9時まで	17,600円																																												
健康プレイルーム																																														
略																																														
略																																														
略																																														

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例議案

香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成15年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 サンポート高松において、人、物、情報等の総合的な交流拠点を創造することにより、本県における国際交流及び情報化の推進、産業の振興並びに都市機能の再生を図り、にぎわいを創出するため、香川県サンポート高松交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）を高松市に設置する。</p>
<p>2 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)・(6)</u> 略</p>	<p>2 交流拠点施設は、次に掲げる施設で構成する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 観光情報センター</u></p> <p><u>(6)・(7)</u> 略</p>
<p>(使用料の納入)</p> <p>第2条 <u>交流拠点施設</u>を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。</p>	<p>(使用料の納入)</p> <p>第2条 <u>前条第2項各号（第5号を除く。）</u>に掲げる施設を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。</p>
<p>(利用料金の収受)</p> <p>第5条 知事は、第1条第2項第1号から第3号まで又は<u>第5号</u>に掲げる施設について、当該施設に係る指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p>	<p>(利用料金の収受)</p> <p>第5条 知事は、第1条第2項第1号から第3号まで又は<u>第6号</u>に掲げる施設について、当該施設に係る指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p>

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

第17号

香川県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例議案

香川県土地改良事業分担金等徴収条例（昭和31年香川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(特別徴収金)</p> <p>第5条 県は、知事が指定する事業（法第87条の3第1項の規定により<u>県が行う土地改良事業（法第96条の4第1項において読み替えて準用する法第87条の3第1項の規定により市町が行う土地改良事業を含む。以下「機構関連事業」という。）を除く。）</u>の受益者が、当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日。第3項本文において同じ。）から、当該公告の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第1項の場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">(特別徴収金)</p> <p>第5条 県は、知事が指定する事業（法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。）の受益者が、当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日。第3項本文において同じ。）から、当該公告の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第1項の場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。</p>
<p>3 県は、法第91条の2第6項各号のいずれか（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる者が、法第87条の3第7項（<u>法第96条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。</u>）において準用する法第87条第5項の規定による公告の日から、当該公告に係る機構関連事業の工事の完了の公告の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。ただし、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構に同条第3項第3号に規定する農業経営等の委託をした期間又は同条第5項に規定する農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間が存する場合において、これらの期間を合算した期間が15年以上となるとき、又は当該期間に連続して農地中間管理機構が当該機構関連事業に係る農用地の所有権を取得するときは、</p>	<p>2 前項の特別徴収金の額は、当該事業に要する費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の面積に応じた額から県が徴収する分担金又は負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の面積に応じた額を差し引いて得た額を限度とする。</p> <p>3 県は、法第91条の2第6項各号のいずれか（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告の日から、当該公告に係る機構関連事業の工事の完了の公告の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。ただし、<u>その者が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構に同条第3項第3号に規定する農業経営等の委託をした場合であって、当該委託の解除をし、引き続き当該委託の解除に係る土地について同条第5項に規定する農地中間管理権を設定した場合において、当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から当該委託の解除をした日までの期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が15年以上であるときは、</u></p>

この限りでない。

4 前項本文の特別徴収金の額は、県が行う機構関連事業にあっては当該機構関連事業に要する費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の面積に応じた額から県が徴収する分担金又は負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の面積に応じた額を差し引いて得た額を限度とし、市町が行う機構関連事業にあっては県が当該機構関連事業につき交付する補助金の額（法第126条の規定により国が当該機構関連事業につき交付する補助金の額を除く。）のうちその徴収に係る土地に係る部分の面積に応じた額を限度とする。

5 略

6 知事は、第2項及び第4項に規定する面積が規則で定める面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第1項又は第3項本文の特別徴収金の全部又は一部を免除することができる。

7 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この限りでない。

4 前項本文の特別徴収金の額については、第2項の規定を準用する。

5 略

6 知事は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）に規定する面積が規則で定める面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第1項又は第3項本文の特別徴収金の全部又は一部を免除することができる。

7 略

第18号

香川県企業誘致条例の一部を改正する条例議案

香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>4 この条例は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>(失効に伴う経過措置)</p> <p>5 <u>令和11年3月31日以前に新条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、この条例の失効後も、なお従前の例による。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>4 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>(失効に伴う経過措置)</p> <p>5 <u>令和8年3月31日以前に新条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、この条例の失効後も、なお従前の例による。</u></p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案

公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例（昭和28年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(衛生等に係る措置の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 前号本文の消毒を行う場合は、浴槽水の<u>残留塩素濃度</u>を頻繁に測定し、規則で定める<u>残留塩素濃度</u>となるよう努めるとともに、その測定した結果を測定の日から3年間保管すること。</p> <p>(10)～(18) 略</p> <p>(19) 7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用させて入浴させる場合その他の公衆浴場の利用目的又は利用形態から風紀の保持に支障がないと知事が認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(衛生等に係る措置の基準)</p> <p>第5条 前2条に規定するものほか、公衆浴場業を営む者が公衆浴場について講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に係る措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 浴槽水は、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう塩素系薬剤を用いて消毒を行うこと。ただし、湯水の性質等により当該消毒を行うことができない場合、当該消毒を行うことが困難であると認められる場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、適切な衛生措置と知事が認めるものを講ずるときは、この限りでない。</p> <p>(9) 前号本文の消毒を行う場合は、浴槽水の<u>遊離残留塩素濃度</u>を頻繁に測定し、規則で定める<u>遊離残留塩素濃度</u>となるよう努めるとともに、その測定した結果を測定の日から3年間保管すること。</p> <p>(10)～(18) 略</p> <p>(19) 7歳以上の男女を混浴させないこと。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第20号

香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例（昭和33年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(浴室の衛生管理)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前号本文の消毒を行う場合は、浴槽水の<u>残留塩素濃度</u>を頻繁に測定し、規則で定める<u>残留塩素濃度</u>となるよう努めるとともに、その測定した結果を測定の日から3年間保管すること。</p> <p>(5)～(13) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(浴室の衛生管理)</p> <p>第8条 浴室についての措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 浴槽水は、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう塩素系薬剤を用いて消毒を行うこと。ただし、湯水の性質等により当該消毒を行うことができない場合、当該消毒を行うことが困難であると認められる場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、適切な衛生措置と知事が認めるものを講ずるときは、この限りでない。</p> <p>(4) 前号本文の消毒を行う場合は、浴槽水の<u>遊離残留塩素濃度</u>を頻繁に測定し、規則で定める<u>遊離残留塩素濃度</u>となるよう努めるとともに、その測定した結果を測定の日から3年間保管すること。</p> <p>(5)～(13) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県環境影響評価条例の一部を改正する条例議案

香川県環境影響評価条例（平成11年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章・第2章 略	第1章・第2章 略
第3章 略	第3章 環境影響評価に関する手続
第1節～第6節 略	第1節 配慮書の作成等（第4条の2—第4条の7） 第2節 方法書の作成等（第5条—第10条） 第3節～第6節 略
第4章～第9章 略	第4章～第9章 略
附則	附則
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略 2 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第二種事業及び同条第4項に規定する対象事業を除く。）をいう。
(配慮書の作成)	3・4 略
第4条の3 略	(配慮書の作成) 第4条の3 前条第1項の規定による通知をした対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（第41条第1項を除き、以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。 (1)・(2) 略

2 既存工作物（別表の1の項から6の項まで及び8の項から15の項までに掲げる事業に係る工作物であって現に存するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から規則で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が規則で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る対象事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第3号及び第4号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。

(1) 事業実施想定区域

(2) 当該対象事業に係る環境の保全のための配慮の内容

3 略

(配慮書の送付等)

第4条の4 対象事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、当該配慮書を送付するとともに、規則で定めるところにより当該配慮書及びこれを要約した書類（前条第2項の規定により対象事業を実施しようとする場合にあっては、同項の規定により作成した配慮書）を公表しなければならない。

(方法書の作成)

第5条 略

- (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- (5) 略

2 略

(配慮書の送付等)

第4条の4 対象事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、当該配慮書を送付するとともに、規則で定めるところにより当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

(方法書の作成)

第5条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2第1項の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第4号から第6号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」と

(1)～(3) 略

(4) 第4条の3第1項第4号（対象事業が同条第2項の規定により実施する対象事業である場合にあっては、同項第2号）に掲げる事項

(5)～(7) 略

（方法書等の送付）

第6条 略

（方法書等についての公告及び縦覧）

第7条 略

（環境影響評価の項目等の選定）

第11条 略

（準備書等の送付）

第14条 略

いう。）を作成しなければならない。

(1) 略

(2) 対象事業の目的及び内容

(3) 略

(4) 第4条の3第1項第4号に掲げる事項

(5)～(7) 略

（方法書等の送付）

第6条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条及び第7条の2第4項において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（方法書等についての公告及び縦覧）

第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（環境影響評価の項目等の選定）

第11条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第8条第1項の意見に配意して第5条第7号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

（準備書等の送付）

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第6条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第6条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町長（以下「関係市町長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（

(準備書等についての公告及び縦覧)

第15条 略

(評価書の作成)

第21条 略

(評価書等についての公告及び縦覧)

第23条 略

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第25条 略

次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書等についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(評価書の作成)

第21条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第17条第1項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 第5条第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。）同条から第23条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

(2)・(3) 略

2 略

(評価書等についての公告及び縦覧)

第23条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第25条 事業者は、第7条の規定による公告が行われてから第23条の規定による公告が行われるまでの間に第5条第2号に掲げる事項の修正をしようとする場合（第21条第1項第1号の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第5条から第23条までの規定による環境影響評価その他の手

(対象事業の廃止等)

第26条 略

続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(対象事業の廃止等)

第26条 事業者は、第7条の規定による公告が行われてから第23条の規定による公告が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町長又は関係市町長にその旨を届け出なければならない。

(1)～(3) 略

2・3 略

(事後調査の実施等)

第32条 略

(事後調査の実施等)

第32条 略

2 略

3 事業者は、前項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、事後調査等報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、事後調査等報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(調査研究)

第47条 略

(調査研究)

第47条 略

(環境影響評価に係る書類等の公開)

第47条の2 知事は、事業者が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者の同意を得なければならない。

- (1) 第4条の4の規定による公表 当該公表がされた配慮書
- (2) 第7条の規定による公表 当該公表がされた方法書
- (3) 第15条の規定による公表 当該公表がされた準備書
- (4) 第23条の規定による公表 当該公表がされた評価書
- (5) 第32条第3項の規定による公表 当該公表がされた事後調査等報告

畫

(適用除外)

第48条 略

2 第3章第1節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の2第2項第4号の整備（同法第21条第7項に規定する県の基準が定められた同条第5項第2号に規定する促進区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

3 第3章第1節及び第2節の規定は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）第16条第2項第10号に規定する選定事業者（以下この項及び次項において「選定事業者」という。）がその同法第22条第1項に規定する認定公募占用計画に係る同法第2条第4項に規定する海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、適用しない。

4 前項に規定する場合における選定事業者に関するこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	前条第1項の意見を勘案するとともに、第8条第1項の意見に配意して第5条第7号に掲げる事項に検討を加え	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）第11条第1項の海洋環境等調査方法書に記載された同法第10条第4項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して
第14条	第8条第1項及び第10条第1項の意見	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第11条第4項及び第7項の環境保全意見
	第6条に規定する地域	同法第11条第6項の地域

(適用除外)

第48条 略

<u>第21条</u>	同条	<u>第11条</u>
<u>第1項</u>		
<u>第1号</u>		

<u>第25条</u>	第7条	<u>第15条</u>
<u>及び第26条第1項</u>		

<u>第25条</u>	第5条から	<u>第11条から</u>
-------------	-------	---------------

別表（第2条関係）

- 1 略
- 2 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川に関するダムの新築及び改築の事業
- 3～15 略

別表（第2条関係）

- 1 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業
- 2 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川に関するダムの新築の事業
- 3 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道の建設及び改良の事業
- 4 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
- 5 製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気事業（発電用の電気工作物（水力又は地熱を原動力とするものを除く。）を設置するものに限る。）及びガス事業（ガスの供給のために施設するガス発生設備を設置するものに限る。）に係る工場又は事業場の新設、増設又は変更の工事の事業
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
- 7 略
- 8 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に掲げる終末処理場の新設又は増設の事業
- 9 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- 10 住宅の用に供するための土地（その土地と併せて整備されるべき道路、緑地その他の公共施設の整備の用に供する土地を含む。）の造成の事業（第9号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 11 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成の事業（第9号に掲げる事業に該当するものを除く。）

- 12 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業その他の流通業務を目的とした団地の造成の事業（第9号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 13 レクリエーションの用に供される施設用地の造成の事業
- 14 土又は採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石の採取の事業
- 15 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第47条の次に1条を加える改正規定及び第48条に3項を加える改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の香川県環境影響評価条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われている事業であって、同条例第4条の4の規定による計画段階環境配慮書及びこれを要約した書類の送付又は香川県環境影響評価条例第6条の規定による環境影響評価方法書及びこれを要約した書類の送付がされたものに係る当該手続については、なお従前の例による。

香川県一般海域管理条例の一部を改正する条例議案

香川県一般海域管理条例（平成12年香川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 (1)・(2) 略 (3) <u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律</u> （平成30年法律第89号）第2条第5項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域	(定義) 第2条 この条例において「一般海域」とは、次に掲げる区域を除く海域をいう。 (1)・(2) 略 (3) <u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律</u> （平成30年法律第89号）第2条第5項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第23号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">事務</th><th style="text-align: center; width: 50%;">市町</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px; vertical-align: top;">1～32 略 33 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第24条第1項及び第2項の規定による命令及び質問 (2) 法第115条の35第3項の規定による調査 (3) 法第115条の35第4項の規定による命令 ((2)の調査に係るものに限る。) (4) 法第115条の35第6項及び第7項の規定による指定の取消し及び効力の停止</td><td style="height: 150px; vertical-align: top;">高松市</td></tr> </tbody> </table>	事務	市町	1～32 略 33 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第24条第1項及び第2項の規定による命令及び質問 (2) 法第115条の35第3項の規定による調査 (3) 法第115条の35第4項の規定による命令 ((2)の調査に係るものに限る。) (4) 法第115条の35第6項及び第7項の規定による指定の取消し及び効力の停止	高松市	<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">事務</th><th style="text-align: center; width: 50%;">市町</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px; vertical-align: top;">1～32 略 33 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第37条に規定する平成18年旧介護保険法（以下この項において「平成18年旧介護保険法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第24条第1項及び第2項並びに平成18年旧介護保険法第24条第1項及び第2項の規定による命令及び質問 (2) 法第115条の35第3項及び平成18年旧介護保険法第115条の35第3項の規定による調査 (3) 法第115条の35第4項及び平成18年旧介護保険法第115条の35第4項の規定による命令 ((2)の調査に係るものに限る。) (4) 法第115条の35第6項及び第7項並びに平成18年旧介護保険法第115条の35第6項及び第7項の規定による指定の取消し及び効力の停止</td><td style="height: 150px; vertical-align: top;">高松市</td></tr> </tbody> </table>	事務	市町	1～32 略 33 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第37条に規定する平成18年旧介護保険法（以下この項において「平成18年旧介護保険法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第24条第1項及び第2項並びに平成18年旧介護保険法第24条第1項及び第2項の規定による命令及び質問 (2) 法第115条の35第3項及び平成18年旧介護保険法第115条の35第3項の規定による調査 (3) 法第115条の35第4項及び平成18年旧介護保険法第115条の35第4項の規定による命令 ((2)の調査に係るものに限る。) (4) 法第115条の35第6項及び第7項並びに平成18年旧介護保険法第115条の35第6項及び第7項の規定による指定の取消し及び効力の停止	高松市
事務	市町								
1～32 略 33 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第24条第1項及び第2項の規定による命令及び質問 (2) 法第115条の35第3項の規定による調査 (3) 法第115条の35第4項の規定による命令 ((2)の調査に係るものに限る。) (4) 法第115条の35第6項及び第7項の規定による指定の取消し及び効力の停止	高松市								
事務	市町								
1～32 略 33 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第37条に規定する平成18年旧介護保険法（以下この項において「平成18年旧介護保険法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第24条第1項及び第2項並びに平成18年旧介護保険法第24条第1項及び第2項の規定による命令及び質問 (2) 法第115条の35第3項及び平成18年旧介護保険法第115条の35第3項の規定による調査 (3) 法第115条の35第4項及び平成18年旧介護保険法第115条の35第4項の規定による命令 ((2)の調査に係るものに限る。) (4) 法第115条の35第6項及び第7項並びに平成18年旧介護保険法第115条の35第6項及び第7項の規定による指定の取消し及び効力の停止	高松市								

34～55 略

備考 略

34～55 略

備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第24号

診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例議案

診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例（平成11年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第51条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）<u>第60条</u>の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）第194条第1項の規定により診断その他の調査をした医師その他香川県介護保険審査会の指定する者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第103条第1項（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により診断その他の調査をした医師その他知事の指定する者（以下これらの者を「医師等」という。）に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第51条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）<u>第50条</u>の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）第194条第1項の規定により診断その他の調査をした医師その他香川県介護保険審査会の指定する者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第103条第1項（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により診断その他の調査をした医師その他知事の指定する者（以下これらの者を「医師等」という。）に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例議案

特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(集中管理特別会計)	(集中管理特別会計)
第5条 略	第5条 次に掲げる事務を効率的かつ合理的に処理するための集中管理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、集中管理特別会計を設置する。
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
<u>(6)</u> 略	<u>(6)</u> <u>機械計算事務</u> <u>(7)</u> 略

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正前の第5条第6号に規定する機械計算事務に係る同条に規定する集中管理特別会計の令和7年度の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第26号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、給料の特別調整額、初任給調整手当（<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第16条において同じ。</u>）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第11条の3の規定による手当を含む。第16条において同じ。）、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）を除いたものとする。</p> <p>（級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準）</p> <p>第4条 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第11条の3の規定による手当を含む。第16条において同じ。）、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）を除いたものとする。</p> <p>（級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、等級別基準職務表及び人事委員会規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、人事委員会が定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>4 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会の定めるところにより決定する。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、</p>

(初任給調整手当)

第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、第1種初任給調整手当として支給する。

(1)～(4) 略

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第1種初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第7条の4 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員

同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 次の各号に掲げる職員の第6項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第6項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 55歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

9～11 略

(初任給調整手当)

第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1)～(4) 略

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人委規則で定める職員にあっては、人委規則で定める額）並びにこれに第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人委規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人委規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額は、人委規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人委規則で定めるものには、人委規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人委規則で定める。

(扶養手当)

第8条 略

(地域手当)

第9条の2 略

(扶養手当)

第8条 略

(地域手当)

第9条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県内の地域及び人委規則で定める県外の地域に在勤する職員に支給する。

- 2 県内の地域に在勤する職員の地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の3.2を乗じて得た額とする。
- 3 県外の地域に在勤する職員の地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の20を超えない範囲内で人委規則で定める割合

- (2) 2級地 100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
 (3) 3級地 100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
 (4) 4級地 100分の8を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
 (5) 5級地 100分の4を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
 4 前項の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

(技能職員の給与の種類及び基準)

第16条の3 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定の適用を受ける職員の給与の種類は、給料第2種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

(技能職員の給与の種類及び基準)

第16条の3 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定の適用を受ける職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、勤務に対する報酬であって、初任給調整手当<u>（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）</u>、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第23条の3の規定による手当を含む。第25条において同じ。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、退職手当、退職年金及び退職一時金を除いたものとする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第23条の3の規定による手当を含む。第25条において同じ。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、退職手当、退職年金及び退職一時金を除いたものとする。</p>

(職員の職務の級ごとの定数)

第6条 略

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第7条 略

(職員の職務の級ごとの定数)

第6条 略

- 2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、等級別基準職務表及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定する。

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより決定する。

3 略

- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

- 5 55歳以上の職員のうち人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員の第3項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第3項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～8 略

(初任給調整手当)

第19条の2 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、第1種初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第1種初任給調整手

第1種初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支

当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第1種初任給調整手当を支給する。

- 3 前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

第19条の3 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受けける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員にあっては、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額）並びにこれに第21条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものには、人事委員会に協議して教育委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(扶養手当)

第20条 略

給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(扶養手当)

第20条 略

(地域手当)

第21条 略

(地域手当)

第21条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県内の地域及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める県外の地域に在勤する職員に支給する。

- 2 県内の地域に在勤する職員の地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の3.2を乗じて得た額とする。
- 3 県外の地域に在勤する職員の地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 1級地 100分の20を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合
 - (2) 2級地 100分の16を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合
 - (3) 3級地 100分の12を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合
 - (4) 4級地 100分の8を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合
 - (5) 5級地 100分の4を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合
- 4 前項の地域手当の級地は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。
- 5 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第8条まで、第9条の4及び第11条の4の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条から第7条まで、</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第8条まで、第9条の4及び第11条の4の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条から第7条まで、</p>

第17条、第19条の2から第20条まで、第22条、第22条の2、第23条（同条第1項第7号に係るものに限る。）及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2・3 略

第17条、第19条の2、第20条、第22条、第22条の2、第23条（同条第1項第7号に係るものに限る。）及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2・3 略

（香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当<u>（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当とする。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当とする。</p>
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第5条 第1種初任給調整手当は、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p>	<p>（初任給調整手当）</p> <p>第5条 初任給調整手当は、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p>
<p>第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員をいう。第21条第2項及び第27条第2項において同じ。）その他の管理者が定める職員にあっては、管理者が定める額）並びにこれに第7条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた</p>	

額)に12を乗じ、その額を管理者が定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回る職員に対して支給する。

(扶養手当)

第6条 略

(給与の減額)

第21条 略

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、管理者が定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)を除く。)がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(同法第2条第1項において子に含まれる

(扶養手当)

第6条 略

(給与の減額)

第21条 略

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月(職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条の規定により採用された職員(第27条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあっては、管理者が定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)を

ものとされる者を含む。) を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

除く。) がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(同法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。) を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第5条 職員の修学部分休業に関する条例(平成19年香川県条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「職員給与条例」という。)第12条及び公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びに給料の月額及び給料の特別調整額又は管理職手当に対する地域手当、給料の月額に対する特地勤務手当(職員給与条例第11条の3又は学校職員給与条例第23条の3の規定による手当を含む。)、へき地手当(へき地手当等に関する条例(昭和46年香川県条例第16号)第5条の規定による手当を含む。)、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに初任給調整手当<u>(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)</u>、在宅勤務等手当、特殊勤務手当(手当の額が月額をもって定められているものに限る。)、給料の特別調整額、管理職手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「職員給与条例」という。)第12条及び公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びに給料の月額及び給料の特別調整額又は管理職手当に対する地域手当、給料の月額に対する特地勤務手当(職員給与条例第11条の3又は学校職員給与条例第23条の3の規定による手当を含む。)、へき地手当(へき地手当等に関する条例(昭和46年香川県条例第16号)第5条の規定による手当を含む。)、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに初任給調整手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当(手当の額が月額をもって定められているものに限る。)、給料の特別調整額、管理職手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p> <p>2・3 略</p>

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）にあっては給料並びに初任給調整手当（<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。</u>以下同じ。）、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第11条の3又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第23条の3の規定による手当を含む。）、へき地手当（へき地手当等に関する条例（昭和46年香川県条例第16号）第5条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、休日給及び宿日直手当（以下「各種手当」という。）並びに期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）にあっては報酬並びに期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）にあっては給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第11条の3又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第23条の3の規定による手当を含む。）、へき地手当（へき地手当等に関する条例（昭和46年香川県条例第16号）第5条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、休日給及び宿日直手当（以下「各種手当」という。）並びに期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）にあっては報酬並びに期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2 略</p>
<p>(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)</p> <p>第7条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(定義)</p> <p>2 略</p>	<p>附 則</p> <p>(定義)</p> <p>2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。</p> <p>(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項又は</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置)

24 職員の給与に関する条例附則第4項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

25 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が職員の給与に関する条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下の項から附則第28項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同条例第3条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

27 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

28 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、職員の給与に関する条例第7条の4、第14条の4第3項及び第4項並びに第14条の5第4項の規定を適用する。

第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。

(4) 暫定再任用職員等 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員をいう。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置)

24 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第4項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

25 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下の項から附則第28項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員の給与に関する条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

27 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員の給与に関する条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第16条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（附則第41項において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

28 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第14条の4第3項及び第4項並びに第14条の5第4項の規定を適用する。

29 職員の給与に関する条例第14条の8第1項の職員に暫定再任用職員等が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）附則第2項第4号に規定する暫定再任用職員等（次号において「暫定再任用職員等」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等」とする。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う公立学校職員の勤務延長に関する経過措置）

31 公立学校職員の給与に関する条例附則第5項から第12項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

32 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が公立学校職員の給与に関する条例第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から附則第35項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同条例第5条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

34 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される公立学校職員の給与に関する条例第5条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定

29 新給与条例第14条の8第1項の職員に暫定再任用職員等が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）附則第2項第4号に規定する暫定再任用職員等（次号において「暫定再任用職員等」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等」とする。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う公立学校職員の勤務延長に関する経過措置）

31 第3条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「新学校職員給与条例」という。）附則第5項から第12項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

32 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が新学校職員給与条例第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から附則第35項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新学校職員給与条例第5条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、公立学校職員の給与に関する条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

34 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新学校職員給与条例第5条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、公立学校職員の給与に関する条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第15条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（附則第41項において「新学校職員勤務時間条例」という。）

する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

35 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、公立学校職員の給与に関する条例第19条の3第1項、第23条の4第1項及び第2項、第24条の3第3項並びに第24条の7第2項の規定を適用する。

36 公立学校職員の給与に関する条例第24条の6第1項の職員に暫定再任用職員等が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）附則第2項第4号に規定する暫定再任用職員等（次号において「暫定再任用職員等」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等」とする。

（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

40 暫定再任用短時間勤務職員は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

41 暫定再任用短時間勤務職員は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

35 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員給与条例第23条の4第1項及び第2項、第24条の3第3項並びに第24条の7第2項の規定を適用する。

36 新学校職員給与条例第24条の6第1項の職員に暫定再任用職員等が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）附則第2項第4号に規定する暫定再任用職員等（次号において「暫定再任用職員等」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等」とする。

（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

40 暫定再任用短時間勤務職員は、新学校職員勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員勤務時間条例の規定を適用する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

41 暫定再任用短時間勤務職員は、新勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第7条の4第1項の規定の適用については、同項中「第9条の2」とあるのは、「第9条の2第1項及び第2項並びに職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年香川県条例第

37号) 附則第8項」とする。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、第1条、第5条及び第6条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

4 第2条及び第3条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例議案

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(県税事務手当)	(県税事務手当)
第3条 略	第3条 県税事務手当は、総務部税務課又は県税事務所に勤務する職員が納税義務者、滞納者等に対して行う県税の賦課又は徴収に関する事務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。
2 県税事務手当の額は、従事した日1日につき <u>770円</u> とする。	2 県税事務手当の額は、従事した日1日につき <u>670円</u> とする。
(航空機搭乗業務手当)	(航空機搭乗業務手当)
第7条 略	第7条 航空機搭乗業務手当は、職員が航空機に搭乗し、大気又は海洋の汚染状況の調査、災害時における救助活動その他人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。
2 略	2 航空機搭乗業務手当の額は、搭乗した時間1時間につき1,900円とする。
3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業務（訓練業務を除く。）に従事した時間がある場合の航空機搭乗業務手当の額は、前項に定める額に、当該業務に従事した時間1時間につき570円（第2号に掲げる業務（人事委員会の定めるものに限る。）が日没から日出までの間において行われた場合にあっては、855円）を加算した額とする。ただし、1の月の加算額の総額は、45,600円を超えることができない。	3 第1項に規定する業務のために、飛行中の回転翼航空機から降下した日がある場合におけるその日の属する月の航空機搭乗業務手当の総額は、前
(1) <u>100キロメートル以上にわたる海上搜索</u>	
(2) <u>回転翼航空機による高度100メートル以下の低空を30分以上飛行して行う海上搜索、ホバリングをして行う吊り上げ救助業務</u> その他人事委員会がこれらに準ずると認める業務（前号に掲げる業務を除く。）	
(3) <u>特別の危険空域を飛行して行う業務</u> で人事委員会が前2号の業務に準ずると認めるもの	
4 第1項に規定する業務のために、飛行中の回転翼航空機から降下した日がある場合におけるその日の属する月の航空機搭乗業務手当の総額は、前	

2項の規定により得られる額にその降下した日1日につき870円を加算した額とする。

(社会福祉業務手当)

第10条 略

2 略

(1)・(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ
次に定める額

ア 児童の福祉に関する業務で人事委員会規則で定めるものに従事した
場合 従事した日1日につき900円（業務が深夜（午後10時から翌日
の午前5時までの間をいう。以下同じ。）又は週休日等（職員の勤務
時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第3条第1
項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日、同条例第9条の3第1
項に規定する超勤代休時間又は同条例第10条に規定する休日（同条例
第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振ら
れた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代
休日）をいう。以下同じ。）において行われた場合にあっては、
1,350円）

イ その他の場合 従事した日1日につき510円

(精神保健福祉業務手当)

第11条 略

項の規定により得られる額にその降下した日1日につき870円を加算した
額とする。

(社会福祉業務手当)

第10条 社会福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1)・(2) 略

(3) 子ども女性相談センター又は障害福祉相談所に勤務する職員が面接
して行う判定、指導、相談、調査又は一時保護の業務に従事した場合（
前号に掲げる場合を除く。）

2 社会福祉業務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各
号に定める額とする。

(1)・(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる場合 従事した日1日につき510円

(精神保健福祉業務手当)

第11条 精神保健福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 精神保健指定医である職員が精神障害の有無又は精神障害のため入
院を必要とするかどうかの判定の業務に従事した場合

(2) 健康福祉部、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員が精
神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事
した場合

(3) 保健所又は精神保健福祉センターに勤務する心理判定員、精神保健
福祉相談員又は保健師が精神障害者の社会復帰に関する相談又は援助の

2 精神保健福祉業務手当の額は、従事した日 1 日につき330円（業務が深夜又は週休日等において行われた場合にあっては、495円）とする。

（結核患者訪問手当）

第12条 略

2 結核患者訪問手当の額は、従事した日 1 日につき290円とする。

（家畜保健衛生業務手当）

第19条 略

（1） 家畜保健衛生所に勤務する獣医師又は家畜防疫員

（2） 略

2 略

（用地交渉等業務手当）

第21条 略

2 用地交渉等業務手当の額は、従事した日 1 日につき650円（業務が深夜において行われた場合にあっては、975円）とする。

（特殊現場作業手当）

第22条 略

（1） 略

（2） 道路、河川の堤防、ため池等で人事委員会規則で定めるもののうち、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれのある箇所又

業務に従事した場合

2 精神保健福祉業務手当の額は、従事した日 1 日につき290円とする。

（結核患者訪問手当）

第12条 結核患者訪問手当は、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第53条の14の規定により訪問して行う指導の業務に従事したときに支給する。

2 結核患者訪問手当の額は、従事した日 1 日につき230円とする。

（家畜保健衛生業務手当）

第19条 家畜保健衛生業務手当は、次に掲げる職員が家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項に規定する業務に従事したときに支給する。

（1） 家畜保健衛生所に勤務する獣医師

（2） 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（以下「家畜伝染病」という。）の発生を予防し、若しくはまん延を防止するため緊急の必要がある場合に特に命ぜられ、又は同法第48条の2第1項の規定による要請に応じて派遣された家畜防疫員（前号に掲げる職員を除く。）

2 家畜保健衛生業務手当の額は、従事した日 1 日につき880円とする。

（用地交渉等業務手当）

第21条 略

2 用地交渉等業務手当の額は、従事した日 1 日につき650円（業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われた場合にあっては、975円）とする。

（特殊現場作業手当）

第22条 特殊現場作業手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

（1） 略

（2） 道路、河川の堤防、ため池等で人事委員会規則で定めるもののうち、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれのある箇所又

は発生した箇所において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査の業務（次号に掲げる業務を除く。）

(3) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の作業その人事委員会規則で定める業務（給与条例第15条の2第1項に規定する災害派遣手当に相当する手当が支給される日におけるものを除く。）

(4)～(8) 略

(9) 略

(10) 家畜伝染病のうち、人事委員会規則で定める伝染性疾病に関して行う家畜伝染病予防法第5条第3項の規定による検査の業務

(11) 略

2 略

(1) 略

(2) 略

ア 巡回監視の業務に従事した場合 従事した日1日につき710円（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、1,065円）

イ 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した場合 従事した日1日につき1,080円（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、1,620円）

(3) 前項第3号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき1,080円（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、1,620円）

(4) 前項第4号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき300円

(5) 前項第5号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき300円

(6) 前項第6号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき300円

は発生した箇所において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査の業務

(3)～(7) 略

(8) 家畜伝染病のうち、人事委員会規則で定める伝染性疾病の病原体に汚染されている区域において行う患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業

(9) 略

2 特殊現場作業手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる業務に従事した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 巡回監視の業務に従事した場合 従事した日1日につき480円（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、720円）

イ 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した場合 従事した日1日につき730円（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、1,095円）

(3) 前項第3号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき300円

(4) 前項第4号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき300円

(5) 前項第5号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき300円

- (7) 前項第7号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき
560円
- (8) 前項第8号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき
290円
- (9) 前項第9号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき
400円 (心身に著しい負担を与えると認められる業務として人事委員会規則で定めるものにあっては、1,100円)
- (10) 前項第10号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき
400円 (業務が深夜又は週休日等において行われた場合にあっては、
600円)
- (11) 前項第11号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき
300円

(併給禁止)

第24条 家畜保健衛生業務手当が支給される日においては、第22条第1項第8号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当は、支給しない。

2 家畜保健衛生業務手当と第22条第1項第9号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当とが支給されることとなる日においては、第19条第2項及び第22条第2項第9号の規定により算定した額のいずれか低い額の特殊勤務手当は、支給しない。

3 第22条第1項第9号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当と同項第10号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当とが支給されることとなる日においては、同条第2項第9号及び第10号の規定により算定した額のいずれか低い額の特殊現場作業手当（当該算定した額が同額である場合にあっては、同条第1項第9号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当）は、支給しない。

4 略

附 則

(特定新型インフルエンザ等に係る特殊現場作業手当の特例)

10 第22条に定めるもののほか、職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するた

- (6) 前項第6号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき
560円
- (7) 前項第7号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき
290円
- (8) 前項第8号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき
400円
- (9) 前項第9号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき
300円

(併給禁止)

第24条 家畜保健衛生業務手当が支給される日においては、第22条第1項第7号及び第8号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当は、支給しない。

2 略

附 則

(特定新型インフルエンザ等に係る特殊現場作業手当の特例)

10 第22条に定めるもののほか、職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するた

めに行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、特殊現場作業手当を支給する。この場合においては、第22条第1項第8号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当は支給しない。

めに行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、特殊現場作業手当を支給する。この場合においては、第22条第1項第7号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当は支給しない。

(令和2年度鳥インフルエンザに係る家畜保健衛生業務手当の特例)

- 12 第19条第1項に規定する業務であって令和2年度鳥インフルエンザ（令和2年11月5日から令和3年3月31日までの間に県内で発生した家畜伝染病予防法第2条第1項の表24の項に規定する高病原性鳥インフルエンザ又は同表25の項に規定する低病原性鳥インフルエンザをいう。以下同じ。）のまん延を防止するための緊急の必要があるものに従事した日における家畜保健衛生業務手当の額については、第19条の規定にかかわらず、2,000円とする。

(令和2年度鳥インフルエンザに係る特殊現場作業手当の特例)

- 13 第22条第1項第8号に掲げる業務であって令和2年度鳥インフルエンザのまん延を防止するための緊急の必要があるものに従事した日における同号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当の額については、同条の規定にかかわらず、2,000円とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例議案

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和58年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第3条 略 (1) 県立学校職員 2,539人 (2) 略 2・3 略	(定数) 第3条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げる とおりとする。 (1) 県立学校職員 <u>2,524人</u> (2) 略 2・3 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第29号

香川県県有公共施設等総合管理計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県県有公共施設等総合管理計画を策定することについて、議会の議決を求める。

香川県環境基本計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県環境基本計画を策定することについて、議会の議決を求める。

第31号

香川県みどりの基本計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県みどりの基本計画を策定することについて、議会の議決を求める。

第5次かがわ食育アクションプランの策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第5次かがわ食育アクションプランを策定することについて、議会の議決を求める。

第33号

香川県こども計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県こども計画を策定することについて、議会の議決を求める。

香川県農業・農村基本計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県農業・農村基本計画を策定することについて、議会の議決を求める。

第35号

香川県水産業基本計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県水産業基本計画を策定することについて、議会の議決を求める。

「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画の変更について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画を変更することについて、議会の議決を求める。

第37号

第4次かがわ男女共同参画プランの変更について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第4次かがわ男女共同参画プランを変更することについて、議会の議決を求める。

香川県教育基本計画の変更について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県教育基本計画を変更することについて、議会の議決を求める。

第39号

権利の放棄について

香川県中小企業振興融資制度保証料補給金返還金に係る下記の債権について権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

区分	調定年度	主たる債務者	放棄する権利の内容

2 放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。

権利の放棄について

小型船舶用泊地の使用に係る下記の債権について権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

区分	調定年度	主たる債務者	放棄する権利の内容

2 放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。

第41号

権利の放棄について

県の貸付金に係る下記の債権について権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

区分	貸付年度	貸付を受けた者	放棄する権利の内容

区分	貸付年度	貸付を受けた者	放棄する権利の内容

2 放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。

第42号

流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、令和8年度において県が行う流域下水道の維持管理等に要する費用の負担に関し、次のとおり当該市町に対して負担させることについて、議会の議決を求める。

記

中讃流域下水道

(1) 大東川処理区

市町名	負担額
丸亀市	流入水量に1立方メートル当たり110円66銭を乗じて得た額
坂出市	同上
宇多津町	同上
綾川町	同上

(2) 金倉川処理区

市町名	負担額
善通寺市	流入水量に1立方メートル当たり105円82銭を乗じて得た額
琴平町	同上
多度津町	同上
まんのう町	同上

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件 名 高松合同庁舎建築工事
- 2 工 事 場 所 高松市郷東町
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請 負 金 額 2,178,000,000円
- 5 工事請負人 高松市天神前9番5号
株式会社合田工務店
代表取締役 森田 紘一

第44号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

1 件 名 高松合同庁舎電気設備工事

2 工 事 場 所 高松市郷東町

3 契約の方法 総合評価一般競争入札

4 請 負 金 額 562,430,000円

5 工事請負人 高松市太田下町2580番地3

三和電業株式会社

代表取締役 山地 一慶

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

1 件 名 高松合同庁舎機械設備工事

2 工 事 場 所 高松市郷東町

3 契約の方法 総合評価一般競争入札

4 請 負 金 額 478,386,700円

5 工事請負人 高松市茜町20番14号

新英工業株式会社

代表取締役 鈴木 英敬

第46号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

1 件 名 丸亀競技場夜間照明設備改修工事

2 工 事 場 所 丸亀市金倉町

3 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札

4 請 負 金 額 836,000,000円

5 工事請負人 高松市花ノ宮町二丁目3番9号

株式会社四電工

代表取締役社長 関谷 幸男

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和8年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 12,589,500円を上限とする金額 |
| 4 契約の相手方 | 住 所 高松市亀岡町19番8号
氏 名 白川 尊大
資 格 公認会計士 |

第48号

訴訟の提起について

県営住宅の家賃を多額に長期の間滞納している者について、住宅の明渡し並びに滞納家賃及び損害賠償金の支払の各請求の訴えを下記のとおり提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 被告及び明渡しを求める住宅

住 所	住 宅	氏 名

2 事 件 名 県営住宅明渡し等請求事件

3 請求の趣旨 県営住宅を明渡しのうえ、滞納家賃及び損害賠償金の支払をせよとの趣旨の判決並びに仮執行宣言を求める。

第49号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和8年1月23日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

令和7年度香川県一般会計補正予算

令和7年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ680,732千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ545,533,344千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国 庫 支 出 金		千円 76,695,219	千円 680,732	千円 77,375,951
	3 委 託 金	1,929,037	680,732	2,609,769
歳 入 合 計		544,852,612	680,732	545,533,344

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 44,101,680	千円 680,732	千円 44,782,412
	5 選 挙 費	606,047	680,732	1,286,779
歳 出 合 計		544,852,612	680,732	545,533,344